

【委員会記録】

岸本委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(10 時 33 分)

直ちに議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることといたします。

【報告事項】

- 徳島県立埋蔵文化財総合センターに係る指定管理者の公募に対する申請状況等について

福家教育長

教育委員会に關係する事項につきまして、1 点御報告を申し上げます。

徳島県立埋蔵文化財総合センターに係る指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

徳島県立埋蔵文化財総合センターでは、平成 17 年度から指定管理者制度を導入しており、今年度で2回目の指定管理期間が満了となるため、平成 24 年度から3年間の指定管理者の選定を今年度に行う必要があります。

指定管理者の公募につきましては、7 月 20 日から県のホームページに募集概要を掲載するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。また、8 月には現地説明会を実施するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、去る9月 20 日をもって、申請書類の受け付けを終了いたしましたところでございます。

申請状況等といたしましては、募集要項等の配布数が2事業者、現地説明会への参加数が2事業者、うち1事業者からの申請を受け付けております。

今後のスケジュールといたしましては、指定管理候補者選定委員会におきまして、提出された事業計画書等の申請書類を審査いただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、11 月議会へ議案として提出したいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

2 点質問させていただきます。

まず1 点目は、子供の学校における自殺予防対策についてです。

近年日本におきまして、13 年連続で3万人を超える自殺者ということで、非常に大きな問題となってきておりますけれども、また、東日本大震災を理由とした自殺者というのも出てきており、非常に深刻な社会問題となってきております。

その中にあって、徳島県は徳島県自殺者ゼロ作戦というのを展開している中にあって、全国で3番目に自殺者の数が少ないという県になっているというのは、徳島県の取り組みが事前に、後手後手ではなくて、先々になって、取り組みができていからかなと思うんです。その中にあって、子供たちを取り巻く環境というのは非常に厳しくて、子供たちが自殺するというケースが最近よくテレビ等でも取り上げられておりまして、また、その理由がいじめによるものであるというふうな理由が多いんですけれども、実際子供たちにとって、いじめがクローズアップされているんですけれども、家庭の事情とかいろいろな成長段階における子供の不安な精神状態とか、いろんな要因が絡んでいるということが考えられると思うんです。

その中にあって、徳島県、平成 22 年度から、心と命の輝き推進事業というのを展開されているということなんですけれども、これ具体的にどのように去年1年間取り組まれてきたのかということと、そしてまた、ここの取り組みと、そしてまた、今後どのような展開をしていくのかというその3つについて御質問させていただきます。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま心と命の輝き推進事業の1年間の成果と、今後のどのように展開しようとしているのかとの御質問でございます。

学校におきましては、これまで道徳教育やさまざまな体験活動などすべての教育活動を通して、命を大切にする教育を推進してまいりました。スクールカウンセラーの配置とか、24 時間相談電話の開設など、相談体制の充実も図ってまいったところでございます。先ほど委員のお話にございました、心と命の輝き推進事業につきましては、昨年度から、知事部局との連携のもと、児童、生徒の自殺予防を目的に実施をいたしております。

この事業では、看護師、助産師などを学校に派遣し、児童、生徒や保護者を対象に、命のとうとさについて講話する命の先生派遣講座、また、心の専門家である臨床心理士を学校や教育委員会などに派遣し、児童、生徒や教職員及び保護者に、心の健康にかかわる講話や研修を行う心の健康講座を実施しております。これまで、本年8月までに、県内公立小中高等学校 26 校におきまして、開催をしてきたところでございます。また、小中学校の生徒指導主事などを対象に、児童、生徒の心の理解や自殺予防についての研修を行う教職員研修会も昨年から毎年開催をいたしております。

本事業を実施した学校からは、子供たちに自尊感情や生命尊重の意識が高まり、また、自他を大切にす態度が着実に培われているなどの声が寄せられており、一定の効果を上げることができたと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、本事業を積極的に推進し、また、相談体制もなお一層充実を図るとともに、また、教職員の資質向上にも努め、児童、生徒の自殺者ゼロを目標に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

ありがとうございます。

それでもう一点ぜひ取り組みをお願いしたいのは、一昨年でしたっけ、静岡のほうに会派のほうで視察に行かせてもらって、お父さん夜眠れてますかっていうことで、子供が両親に呼びかけて、眠れないことでまずはうつ状態になって、うつ状態から自殺にいくというような、そういう統計が出されているということで、子供たちがお父さんに呼びかけるという、政府広告にもあったと思うんですけども、そういうふうな広告が展開されていました。

実際、子供たち自身の自殺の予防ということもそうなんですけども、家族にとっても子供たちが命を大切にすることというのを学ぶことによって、親への呼びかけ、または地域への呼びかけにもつながっていくような取り組みにまで発展していけるように、子供たちの自尊心を初め、命の大切さ、また、心の豊かさを養えるような講師の派遣なりの工夫もしていただいて、ぜひ、この事業、自殺者の方がなくなるまで、できる限り取り組んでいっていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

それともう一点は、渦潮高校の寮の話はさきに出てたんで、寮の話はあれなんですけども、寮を建てるのが難しいというお話で、既存の民間のところを御紹介するというような形で対応していくということと、徳島寮の活用をしていくというような形で対応をするという話であったんですけども。スポーツ科に関しましては、全県から集まってくるという子供たちの募集要項を見えますとやはり、寮に入るなり、下宿をするなりの子供の割合というのが、ある程度の数字が考えられます。そこにあって、鳴門市内見てみますと、結構、マンションとか、アパートとかあいている部屋はあるので、部屋の確保はできようかと思うんですけども、そのときに食事の問題が非常に重要な問題となってくると思います。

それで、実際相談を受けたのは、その保護者の方が、スポーツ科に行かせたいんですけども、寮がないということで、どのように食事面のケアをしてもらえるんですかということが1つの不安なんですということで御相談を受けまして、その点、特に体と心がバランスよく育っていかなければスポーツに専念できないというような状況にある科の子供たちにとっては、特に深刻な問題ではないかと思うんです。その点、どのように考えられているのか御質問いたします。

中村教育改革課長

ただいまの御質問の下宿をされます生徒さんの食事につきましては、委員のほうからお話ありましたように、心身ともに良好な学校生活を送る上で、バランスのとれた食事というのは大切なことだと我々も思っております。

現在の鳴門工業高校の状況でございますけれども、生徒さんや、あと教員の方の昼食の利便性を図るということで、民間業者のほうへ学校の厨房施設を使用許可という形で有償で貸し付けております。それで、昼食だけでなく、朝夕の食事につきましても、ここで提供されているような状況でございます。

この食堂につきましては、来年度から市立高校から県立高校へ変わることとなりますので、食堂の運営者については、また改めて募集・選定を行ってまいりたいと考えております。ただ、募集・選定に当たりましては、今の食堂が、野球部の生徒さんを初め、その他の生徒も含めまして、下宿生、それから通学生でも遅くまで

練習される方の夕食とかに対応していただいておりますので、我々としても県として、新たに契約する業者に対しても同様な形態がとれますように検討してまいりたいと考えております。

岡田委員

ぜひお願いしますというか、それがなければ、逆に言うと子供たちの健康を損ねる可能性があるということになりますので、ぜひ現状維持、そしてまたもう一つ踏み込んで、栄養バランスなども考えられるようなメニューづくりというのもぜひ学校のほうからもかかわってほしいなと思いますのでお願いしたいと思います。

それで、できるだけ渦潮高校のスポーツ科学科を希望して、せっかく入ってくれた子たちが、心身ともに活躍できるような場の提供というのが理想でありますというか、目的であると思うので、徳島県の子供たちが集まってきて元気にできるような組織体制を一刻も早く決めていただいて、実際、そろそろ学校の志願なりの手続をとっていくに当たって、じゃあどこにしようかと迷っているところの選択肢の中に入った後のことが、どういう状況かというのが決まっていなければ、なかなか選択肢に入っていないと思いますので、ぜひそういう面は、きちんと対応できますという部分も初めに打ち出していただいて、その子供が願書を出すころには受け入れ体制等を整えてもらって、ぜひお願いしたいと思います。

終わります。

森本委員

2点ほど。

今、教育長と教育委員長にいろいろお話をお伺いしたいことがたくさんあります。

私も議員になって18年ほどたつんですけれども、文教の委員会何度か入って、ここ六、七年はやめております。非常にむなしい部分も感じましたし、本会議でいろんな質問を、特にこれはひどいなと思ったことは、総合選抜制度について議員になってからずっと質問をし、私だけじゃなくて、亡くなった佐藤圭甫さんも私とはまた違う次元ですごく質問をした。当時の答弁というのは、非常に木で鼻をくったような当時の教育長、私こんなことが、今まで県議会で行われてきたんかなとびっぴりしたんだけど、当時の教育長ね。原稿用紙にしたら3分の1ぐらいの答弁、だれもが。これが当たり前みたいになってきていて、何年間か。これはひどいな。総合選抜のことも堅持をしてちゃんとやりたいという答弁を延々としてきた。そうしたら、ある日突然、来年からこう変えますということで、じゃあ今までの答弁は何だったんだろうなというようなのを痛感して、その中から今の教育界、徳島県の教育界というものに私は非常に疑問を。

そんな関係で、この教育委員会関係の委員会も入るのをやめとったわけなんですけども、しかしながら、私、今までの教育長を見て松村教育長、そして今の福家教育長、非常に誠実だな。議会答弁見ても、福家さんがお立ちになる回数と時間が物すごく長いのを見ても、非常に真摯に受けとめてこられたなと。さらに西池委員長とも私も個人的にもいろいろ別の分野で気安い部分もありますので、いろんな教育のお話をして、この2人だったら、委員会で一言お話をしておいてもいいなという思いできょうは質問をさせていただきます。

本当に今までやったのが、総選の問題や、あるいは有力なOBという方が延々と人事に深く介入してきた。こういう歴史を私も議員をしている間に随分見てきたし、その話をいろんな方にしたら、行政から教育委員会に出向している方がおる間は言わんのやけど、出たら必ずそういう話をしてくれます。我々やっぱ行政では

全く歯が立たない、教育委員会の中には入り込めなかったという話を聞いたし、そうした有力OBが公然と人事に介入をする話も聞いてきました。この話も福家教育長になってからはなくなりました。福家さんはそういうのを受ける人じゃありませんという話を聞いて、ああいいなあと。これおべんちゃら言うのと違うんですよ。だから、こういう話もきょうはできるなあというんで、私は、この抽象的な多分質問になると思うんですけども、やりたいなと思っております。

大阪維新の会の橋下さんたちが、教育基本条例というのを、その前に国旗・君が代条例、そして、今回、教育基本条例。例えば、この3つに対しても日教組あたりはもちろんですけども、日教組じゃなくても、既成政党からも相当な反発と批判があった。私はでも、この3つの条例が今出てきたというのは、私が今までこの教育委員会とおつき合いして考えてたことを、一部の議長あるいは議員さんたちが感じ取って、やっと出してきた条例じゃないかなと。国歌君が代出したから即、橋下が右翼と。それはもう全然違う、見当違いの話なんですよね。これは1つの中で、教育に対して、行政あるいは政治が少しは介入させてくれというメッセージだと私は思うし、今回の教育基本条例なんかは、まさにそのとおり、私今まで思ってきたとおりのお話であります。それが先生方みんな、あるいは組合の方、既成政党の方に受け入れられるとはとても思いませんけども、こうした思いの中で出てきたんじゃないかな、歴史の必然じゃないかな、こういう形で教育も変わっていったらいいかなというようなことを、今思っております。

私たち、団塊の世代の数年後なんですけども、思い起こすに学校教育というのは、文部省の中央教育審議会というのがあって、今とはまったく形態違いますけども、中教審というのに僕たちは受験勉強を強いられ、勉強以外のことは考えなくてもいいという教育を受け、片方では、日教組、特に共産党系の組合の教員には、学校内で国のことを国家を考える、あるいは、国家あるいは君が代、そうしたことを学校で議論することさえ忌まわしいことのような教育を何十年にわたって私は受けてきたし、続いてきたんじゃないかなと思うし、今回このこうした大阪の3つの条例が、そうしたことの形を変える1つの大きな分岐点に、たとえ反対されてもなったらいいなという思いであります。

簡単に言ったら、日本の教育界というのは、文部省と日教組、これが共存共栄を何十年間もしてきた。その中で私たちが育てられて教育をされた、そういうような思いが今これ60近くになって本当に痛感をしているところであります。徳島県は日教組、私そんなに強いとは思わないし、共産党系の先生も、非常に他県に比べたらですよ、少ないので、実態よくわからないんですが。

私、実は、中、高と名古屋ですわ。名古屋の学校。これはもう異常なぐらいの、高校生のやんちゃが多かったんですけども、それに対する例えば文科省にしろ中教審にしろですけど、あるいは学校の中での日教組、特に共産党系の教員が非常に多かった。その彼らはざまで育ってきたようなところがありますから、徳島で育った方とは若干、認識の違いはあると思いますけども、そんな中で、今教育を本当に考えなければならぬ。

多分、政治家を目指した人、なった人というのは、自分のやりたいことの1つが教育の改革じゃないかなと思います。私もなったときはそれを思いました。特に、我々、中教審、日教組に育てられた生徒としたら、やっぱり教育は文科省から切り離して、教育の地方分権というか、これを確立していかなければならないなあ、金太郎あめのような教育をされてはならないし、文科省や日教組にそういう教育を絶対にされてはならない。この中で議員になって、教育の地方分権というのを訴えたいなと思いましたけども、当初はそういう形でとん

でもない答弁というのも平気でまかり通ったような教育委員会であって、やっぱり変えなければならないなという思いが強かったのを、本当にきのうのこのように覚えております。

だから、私、当時、圓藤知事にも言ったことがある。あんたは何でこの教育にもっと介入をしないんだと。人事なんかもっとお前さわつたらええやないかと。主要校、自分で口出したらええでえと言うたら、もうとんでもない話やと。何を言よんな、文科省の関係の教育委員会だけは、政治が口を出したらあかんのぞというようなことを言われて、いやいや、そんなもんそれはそれで建前であって、そんなもの、個人的に知事の権力からしたらいけるだろうというような話もしたことがあるんですけども、圓藤さんは特にああいう性格だから、全くもうようさわらんかったという現実もあり、全く変わらなかったなあと、きょうまで来てしまった。

ちょっと話は変わるんやけど、飯泉知事が体協の会長をとったというのは、その中でも若干よかったなという部分あるんです。体育の世界も教員の中で、非常に教員の派閥の世界で占められてきた部分もあって、そういう中で、政治が介入できたというのはいかなんかという人も多かったです、スポーツ界、学校の先生も。私は特に知事が体協会長になったというのは、割とよかったなというような印象があります。

そんな中で、教育長、もう戦後 66 年、教育委員会の中だけで私この教育ということを考える、運営していくというのはもう本当に限界が来とんじゃないかなと。例えばモンスターペアレントの問題にしても、教育委員会の中だけで心配しているから、結局みんなつぶれていっちゃうわけよね。やっぱり外へ助けを求めたら、我々も行政も、政治も助けることができるだろうという思いもたくさんあります。

こういう質問も昔したん。今、岡田先生言いましたけども、うつでリタイアしている先生って何人ぐらいいるんですかと質問した。そのとき覚えとるのは 18 人って言うん。そんなばかなことないわけ、8,000 人おるわけ。今はもう割と 200 とか 300 とか平気で言ってくれますけど、当時そういう状況やった。ちょい待てよと、8,000 人おるん。私、精神医療についての友達がたくさんいるんでいろんな研究もしたことある。8,000 人で 18 人のわけがない。例えば今の状況やったら、100 人社員がいたら、3人から4人は深刻な状況のうつの方がいる。会社の労務管理の中でも、実際重要なのはうつの管理。そういう時代を迎えとるときにそういうことを言う。これは何という組織かなあと。8,000 人おったら四、五百人おるんですわと言うても、全然おかしくない。

だけど、現実には調査をしたら、不登校の先生が非常に出てきて、そのころからニュースになりだした。出勤をしたけど、車の中から出てこれない先生なんていうのがよく話題になりましたけど。だけど、それはやっぱり救わなければ、教育委員会だけでは、私は絶対無理だと思うし、そういう中で、行政の介入、政治の介入をして、みんなで教育を助けなきゃいけないなあとという思い。そういう思いをしながら、教育委員会も本当に見てきたんだけど、組織として本当に私は今行き詰まっているんじゃないかな。子供の教育をする上でね。本当に行き詰まっているような感じは否めません。やっぱり人間の組織ですから、当然派閥もできるし、さっき言ったように有力なOBが人事に介入ということはこれ派閥の政治なんです。そんな中で、本当にまともな教育ができるんかな。

それとこれもあるよな。例えば、年によってももちろん違いますけれども、おおむね運動能力、学力これ全国最下位に近い。中学生でも。これ、勉強できる、できんというのは、非常に大事なことなん。やっぱりきっちり学力も高い県というのは、スポーツもできるわけよ。学校なんかでもそうよ、学力の高い学校というのはスポーツもよくできる。例えば附属中学なんかはやっぱり勉強もできるし、運動能力の高い子も非常に多い。あれまあ特別な学校ですけども。だけど、全体のかき上げをするには、やっぱりそういうことも大事だなと私は思

うし。そんな中で、おとしなんかも、センター試験というのは、これ全国ほぼ最下位ですよ。沖縄に次いで2位。これは、私は先生たちの職務怠慢と言わざるを得ないし、近くの奈良県に比べて80点もセンターの試験が低いなんてこんなばかなことはないし、そういう質問をしたら、文科省では統計とっていませんというそういうばかなこと。だけど、現実には学校現場では、駿台とか代ゼミのそういうデータを進学が一番大事な資料のようにしている。そういう矛盾したことをしながら、学力が低い、運動能力が低い、こういうことも考えていかなければならないし、教育委員会だけで私は考えられないのであれば、政治あるいは行政の介入がやっぱり必要じゃないかなと思うし、あと、維新の会ではないですけど、国歌、君が代、こうしたことを改めて考えなければならぬ、条例化しなければならぬ。だけど、こういうのは現実には日教組の教員をもとに、学校の中でも現実としてあるわけやな。国歌に立たない、君が代歌わない、これはいますよこれはね。嫌々立ってても口あいていない教員も必ずいるし、これは私は、徳島1人も着席しませんよと言いながら、立って口あいていない教師も絶対いると思う。他県に行ったらもっとひどいし、東京、大阪なんてもうそれはひどいもんですしね。こんな中で、一番大切な国を愛するという、国を守る、こうしたことも、私は教育の学力、運動に次いで、並んで大切なことだけれども、こうしたことも戦後66年放棄をされてきたし、私たちの中高時代、一番多感な時代でもそうしたことが、文部省から圧力を加えられ、また日教組の教員たちからも邪魔をされ、そんな私にも過去がもちろんあります。

こうした中で、学力、勉強、スポーツ、そして、子供たちにきちっとした日本人としての国家意識を根づかせる教育、私はこれが一番の三本柱と思うんですけども、これができない限りは、行政、政治の介入もやむを得ないんでないかなと大阪の基本条例を見て考えております。このことについて、教育長、そしてまた教育委員長の見解をお伺いしたいと思います。

福家教育長

ただいまは森本委員から、教育委員会の組織のあり方等につきまして、大変厳しい御指摘をいただいたわけでございますけれども、最後のこのたびの大阪維新の会が提案しております、教育基本条例についての考え方ということでございますけれども、基本的には、大阪府議会に提出されております条例でございますので、内容の逐一につきまして、私のほうが一々申し上げるのは、なかなか難しいと思いますけれども、今回逐条的に条例案を読ませていただいて感じましたのは、民意を代表する知事、議会と教育委員会、さらには、教育委員会と学校との関係性でありますとか距離感、そういうことの従来のあり方というのに、厳しく問題を提起されている内容だというふうに私は受けとめました。逐条的に見てみまして、基本目標というのが数項目上がってございましたけれども、そこでは、内容的に実は、私もこの基本理念という点においては、余り違和感を感じるものではございませんけれども、ただ、具体に入っていきますと、私が従来知っている法的な知識の枠内で申し上げますと、こういうふうな整理ができるのかなというようなことで、改めてまたいろんな関係法令集をフィードバックしなければ、なかなか理解できないような実は条文がたくさん並んでおりましたので、今後、大阪府議会等では、そうした法的な問題も含めてさまざまな議論がされるんだと思います。そうした議論を今後注視していきたいと思っております。

私どもといたしましては、こうした基本条例が本当に全国でも初めて議会に提出されたというようなことを受けまして、先ほど私が申しましたような提起されている点につきまして、徳島県の教育委員会として関係者の

皆様とともに、より一層民意が反映された教育行政の実現に向けて取り組むことはもとよりですが、教育行政にかかわる教職員が自分自身の崇高な使命を深く自覚してもらって、絶えずこの研究とか研修に励んでいただいて、その職責の遂行に努めるよう、今後とも一層取り組んでいく必要があるというそういった思いを改めて強くしたところでございます。

議員各位におかれましては、いろいろと御指摘もいただきましたですが、今後とも県民目線に立った教育行政のあり方を強く模索していきたいと思いますので、御指導をいただけると大変ありがたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

西池教育委員長

ただいま非常に襟を正して聞かねばならぬようなすばらしい意見をいただいたと思いますが、大阪維新の会が提案した条例に関しましては、基本的な態度は、今教育長からお話したとおりだと思います。

私自身の所見を述べさせていただきますと、基本的に、先ほど委員が行政の介入という非常に鋭い意味の言葉をおっしゃっておられましたが、基本的に教育行政というのは、議会、首長、それから教育委員会、それから学校、諸団体がともに協力し合って、補完し合って進めていくものですので、基本的にその観点というのは、これ維新の会の条例案の前文にも書かれておりますが、その点に関しましては、私もそのとおりだと思っております。

もう一つ、これは、他府県の条例案で、我々が具体的なところを云々するのはいかがかなと思いますが、私どもは考えなきゃならないなと、やはりこういう条例案が出された背景は何なんだろう、どういう実態があるから、こういうことが出されてきたのか。そのことに関しては、我々徳島県でもじっくり考えなければいけないと思います。各1つずつの、出された条文を見ていきますと、非常にうなずかされるところもあるわけです。例えば、これはどうなんだ、これはどうしていかなきゃいけないのか、そういうチェックは私はこれから徳島県でも進めていきたいなと個人的には思っております。

特に非常に一番多く条文で費やされていたのは、実は、校長及び副校長の指導性の問題について、これを強化していかなきゃならないという観点が書かれておりました。これは、翻って我が徳島県ではどうであろうか、まだ、私もそこところはきちんとは検証しておりませんが、少なくとも、校長及び副校長等の指導性が高い学校はよく伸びると、そういうことは明確だと思います。という意味において、どうやったらやはり、学校をよくするために、校長の力が、副校長の力が、必要だとするならば、それをどうやって強化していけばいいか、そういうことをこれから考えていきたいと思っております。例えば、その校長のところの例でございます。

そのほかにもいろいろ条文でうなずけるところ、これはおかしいなと思うところもありますが、逐次検討していきたいと思っております。

森本委員

お二人から、まあまあ私の考えているような御答弁をいただきました。特に今、西池委員長から、校長先生の指導性ということなんですけども、校長先生が教育長の顔だけ見るんじゃなくて、学校の中で自分の部下である教員、そしてまた自分たちの子供たちをきちっと守っていく、そうした考えで私は教育行政は進んでいかなければならないなと思うし、それぞれの校長先生は私は個性があってもいいと思うし、ここ数年見ても、

あの校長ええなという評判の人の学校というのはよかったですよ。これは、名前出したいぐらい何人かおります。受験結果がどうこうじゃなくて、受験もそうだけど、スポーツもそうだし、学校の中に一步入っただけでやっぱり雰囲気が違うという部分がある。きれいですよね、そういう校長先生のいる、それを見たら、校長先生が朝の7時から水まいとったりとか、そんな学校ありましたよね、城ノ内高校、竹内先生とか。やっぱり、違うなあというような。竹内校長先生、私よく存じておるんですけども、やっぱり違うなあというような思いがありました。校長先生が変わるというのはこういうことかなあというような部分だったわけなんですけども。

あと、教育長のお話にもございました大阪の条例の理念について、非常に賛同する部分が多いということをお二人からお聞きをして、私、これもほっといたしました。非常に反発もあるんですけども、内容はやっぱりちょっとひどい部分があります、私が見ても。校長500人全部公募せえとか、そういうことはあり得るわけでないし、今まで培ってきた教員の経験というのを生かして、最後は校長になって指導するというのが私、一番理想だと思うし。企業でやり手だったから突然きょうから校長してみろったって、私はできるわけないと思うし。

そういう意味でも、大変欠陥な部分は、私もあの条例はあると思うんですけども、理念の部分では、私は先ほど述べたように、そろそろ教育委員会だけで、特殊な世界で固まって運営をしていく時代は終わったんじゃないかな。政治とか行政とかも、介入って言うからおかしいんよな、手をつないで。私はこの県議会の文教厚生委員会が、一般の方が、市民が、県民が教育に入っていく一番の窓口だと思っているからこういう発言もきょうしたわけでありまして、やっぱりこれから大事にやっていかな。私は国の政治の中で教育が翻弄されるというのは反対ですし、受験制度1つとっても、ぐちゃぐちゃにいつもされることだし、それはもう全く反対です。教育の地方分権という中で、教育長、教育委員長、そして各先生たちが子供たちを守る立派な国をつくる、この理念を、志を高く掲げて、教育をやっていっていただきたいなあと思っております。

総務課長は中央から来られていますけども、特に教育委員会監視のために昔みたいに来とるわけでもないし、管理課長なんて言われている時代は、そういう面ありました。文科省はやっぱりここまでして干渉するんだなあ。でも今は全然、それはもう少なくとも、あくまで今の総務課長にしても、私たちの教育委員会の幹部の1人として、徳島県の教育を私は考えてくださっていると本当に信じております。そういう意味で、やっぱりこれから、教育、政治、行政が一体となって、教育の地方分権というものを進めていっていただきたいなあと思っております。結果は私、後でついてくると思う。運動能力が高まるだとか、勉強がよくできるようになるとか、そんなものは後からついてくるとだし、それよりも大切なことというのが学校教育の中ではあるし。

本当に思うのは、みんな国家的な問題が起こったときに、最近の若い子の参加は本当にはないんです。例えば尖閣諸島の問題が起こったときに、怒っとるのは年寄りばっかなんです。20代の子って本当少ないんよ、こういうこと怒るん。私、ツイッターをしとるんですけども、おっさん、お婆さんの怒りはすごいんよ、いろんなことに。例えば脱原発の話でも。だけど、大学生が私たくさんフォローしてくれとんやけども、ラーメン屋なうとかそんなことばかりなん。いまだに大学生がよ。いやいや、岡さんはそんなことない。なかなか難しいことようけ書いとる。そういうことを見て、教育これ考えないかんなという部分、おっさん、お婆さんが非常に真剣にこの国のことを考える部分、政治のことを考えるっていうのが今、ツイッターを見ててもよくわかるんだけど、あの子頭よかったのに、こんなええ大学行とんの、こんなことしか書けんかっていう子がようけおるんよ。息子の友達と僕ようけやりとりしよるんですけども、ええっと思う。もうちょっとお前頑張らなあかんぞと言うても、大体、飯食うたなう系が多い。いまだに。

だから、そういう意味でもこれ教育がもたらした1つの部分ではないかなと思うんで、教育の地方分権、こうしたことを教育委員会、形の上ではそれはなかなか難しいかもわかりませんが、それぞれ理解し合ったらできることですから、行政、政治、教育、一体となって、数少ない徳島県の子供たちを立派に育てていきたいと思う意味を込めてきょう質問をさせていただきました。ありがとうございました。

あと1点。非常に徳島新聞しかおらんけん残念なんやけど、これ朝日とか読売に来てもらいたかったんやけども、言うといたらよかった。

公益法人改革というのが進んでます、25年春を目標に。この中で徳島県、私の調べたところで、200近く公益法人あるんですけども、教育委員会関係の公益法人、教育関係の構えが20ぐらいあるのかな。その中でも、やっぱり超目玉が徳島新聞なんです。社団法人徳島新聞。全国1つ。とんでもなく税金の免除も受けてきました。今でも10%法人税が免除されとる。私入ったとき、多分40%ぐらい免除されとったと思う。だから1億払わないかんところ6,000万ぐらいで済んどった。今でも1億払わないかんところ9,000万。

それはいいんですけども、社団法人が今回、公益法人改革で変わるに当たって、社団法人徳島新聞社から管轄の県教育委員会にはどういった形でこの改革案というか、公益法人から変遷する工程表、予定表が出ているならちょっと概要だけ、詳しくは要らないですけども、基本概要だけ教えていただきたいと思います。

白井教育総務課長

ただいま委員から、社団法人徳島新聞社についてのお尋ねをいただきました。この社団法人徳島新聞社につきましては、昭和19年、戦時中の戦時統制のもとで設立されました社団法人でございまして、新聞発行を主な事業としてやってきたところでございます。

現在、公益法人改革の大きな流れの中で、すべての公益法人につきましては、新しく公益認定を受けまして、真に公益性のある法人として新しいタイプの公益法人と認められるか、あるいは公益性がない法人として一般法人として認められるか、あるいは解散をするかという、基本的にこの3つの選択肢から選ばなければいけないところになってございます。

この社団法人徳島新聞社についてでございますけれども、まだ、正式な申請を受けているところでございませんで確たることは申し上げられませんが、今のところ、徳島新聞さんのほうからお伺いしている話では、一般法人への移行を目指されているということで、現在、事前の協議をさせていただいているところでございます。

一応、時期につきましては、平成24年度からの移行を希望されるということを伺っております。

森本委員

私も新聞社の労働組合のチラシを読んで唖然としたんですけれども、こんなことで世の中まかり通るんかなというのが一番の私の思ったことであります。私もあの会社にいるとき組合の執行部でおりまして、そのときはもう社団法人つぶせと、つぶしてもう株式会社に移行して、もっとぼろもうけせんかというような話を私はずっと提案をしとったんですけども、当時資産額が二百数十億円、これをすべて買い取らないかんという形で、だからそれは無理やというようなことを歴代社長に言われて、そのままの状態ですけれども、

一般社団法人に変わるということ。これは、一般社団法人に変わるのも、これ株式会社移行にするのと非常に近い部分があって、今の資産そのものを返還しなければならない。これも徳島新聞からの仄間でですけども、140 億円、今の資産が。これをすべて現金で納めるか、あるいはこれに等しいことを行動で示す、公益事業をして少しずつ返していくかという方向だと聞いております。

もちろん 140 億円というお金を一遍に出さなきゃいけないし、内部留保金とか借り入れしたら、当然徳島新聞だったらそのぐらいの金額は私は用意はできると思うんだけど、徳島新聞社はもう、140 億円分を公益事業を通じて県民に還元をしていく、こうした方針を固めたということも組合のニュースで拝見をさせていただきました。何年でするんかなって言うたら、60 年かけて返していきます。これ世の中に 60 年ローンというのは多分存在しないし、親子二世代でも 60 年ローンないし、60 年たったら徳島新聞があるんかっていうのも私は非常に疑問を感じるし。そうした中で、新聞社が今組んどるんがそれですよ、計画。これが今、教育委員会に今度出されて、それをまた委員会があるんかな、何かの。これ、どういう流れになるんですか。

白井教育総務課長

今後もし、社団法人徳島新聞社が一般法人に移行する際の流れということでございますけれども、徳島新聞社のほうから申請を出していただきまして、それを受けまして、私も教育委員会のほうで、公益等認定審査会というのがございまして、そちらのほうで、今後、先ほど委員がおっしゃいましたが、現在その徳島新聞社が資産としましては、平成 22 年度末で総額約 142 億円の純資産を持っているところでございまして、この資産が、結局これまでさまざまな税制優遇措置等の恩恵を受けて蓄えてきた資産であるということから、この 142 億円については、公益目的に使っていただかなければいけないということになりました。その計画を具体的にどうするのかということについて、この公益等認定審査会のほうで御審議をいただくことになりまして、私も教育委員会のほうでその審査会のほうに付議をしまして、その答申を得まして、県のほうで新しい一般法人として認可をするというような段取りになろうかと思えます。

森本委員

これはだから 142 億円を現金で納めなくても、事業という形でやっていくのも構わないということですか。

白井教育総務課長

現在の徳島新聞社の資産の 142 億円の内訳でございますが、これ預貯金で現金として数十億円、約 59 億円ぐらい持っている部分もあるのですが、ほかには土地、建物の資産等、すぐにはお金にかえられないような部分もございまして、基本的には 142 億円を一定の期間をかけて消費をしていただくことになろうかと思えます。

森本委員

審査をされてから、来年の春からスタートするのでしょうか、この 60 年間でこの資産、優遇措置を受けた部分を返還していく、そういう計画が当然出されて、委員会が審査をして通って、スタートをする。だけど、こ

の 60 年間の推移というのは、どうするわけですか。県民の前でもきちっと毎年表示されるわけですか、財務内容とか。

白井教育総務課長

まだ、具体的な期間が 60 年になるかどうかということにつきましては、また今後の協議、あるいは公益等認定審査会の審議をいただく必要があると思っておりますが、仮にその一定の期間で公益支出計画、142 億円をどう使っていくかという計画、認可をされた場合には、具体的に毎年度何億円ぐらいを出していくのかということについては、その計画書の中で明らかになるようになってございます。

森本委員

社団法人に対して、私も在職 16 年していましたけども、県民の異常な反発もあったし、そういう財務部分、経営部分では尊敬されない部分がたくさんあったわけですから、やっぱり県紙として、藤田君おるけれども、私はきょう言ってるんで、こうした委員会できちっと議事録として残して、県紙として、徳島新聞はやっぱり今まで優遇措置を受けたことに対して物すごく反発もあったし、やっかみもあったし、何でもか私自身中でおって思いました。何でこれだけもうかつとんのに優遇措置を受けてまだまだ利益を重ねるのかなあというような思いがありながら勤めてきた。今回、一般社団法人がすべてそうした優遇措置を放棄する中で、やっぱり県紙としてきちっと育てていってほしいな、これから、第二のスタートを切ってほしいな、こんな思いできょうはこの質問をさせていただきました。

ちゃんと会社の社長にはそう言うといってくださいよ。嫌がらせと思われたらいけないので。本当にそういう意味できょうは質問をさせていただきました。この部分についても非常に疑念を感じている県民の方はたくさんいます。徳島新聞はどうするんだろうなあということもよく聞かれました。あくまでオープンに作業を進めていっていただいて、無事、一般社団法人としてスタートして、いい新聞に再スタートを切れるように心から私はお願いをして、この質問を終わります。

西沢委員

徳島新聞の関連じゃないですけど、その前の教育委員会そのものの体制、体質ですけども、前もちょっとお話しましたが、私も 20 年以上、初当選してからになりますけども、入ってやはり思いましたのは、非常にこう閉鎖社会だなと、教育委員会はね。そう思いましたね。言ってたように、こちらが質問しても、同じ答弁しか返ってこない。もう書いたんをぐるぐる同じ読んでるだけ。だれがその権力、力を持って、決定権があるのかということが本当にわからない。教育長がおっても、教育長は権限を持ってない。そんな感じですね。もう裏で決めたことは絶対に変えない。どうだれが何を言うても絶対に変えない。というのが、ずっと 20 年前から私ら質問してきて答弁を聞いてきた、その答えです。こんなんでいいのかというのがずっとありました。

先ほど言いました人事なんかでも、やめられた方が本当に力強い権限を持って、二十数年前に不祥事があった。不祥事があって、そして行政のほうから教育長が出てきた。その教育長いわく、3 期、行政のほうから教育長が行かんかったら、これはもとへ戻るぞという話がありました。2 期で終わりましたね。残念ながら 3 期まで続かなかった。その後、やはりそういう状況が続いて、やめられた方が非常に力を持っているというよ

うなことをずっと言われておりました。私らもいろんな角度からそういうことがあって人事決まってるんだろという話は、私らにも聞こえてまいります。こんなんでいいのかと。その教育長がその表に立っても、やはりその裏でだれかやってんのと違うんかというようなことがずっとやはり感じておりました。

この数期ぐらい前から、ちょっと確かに変わってきたなあ、教育委員会も変わってきたなあ、質問をまともに聞いてもらって答弁してくれるなというようになってまいりました。それまでは、けんもほろろですよ。私が何を言っても、けんもほろろ。何じゃこれはという、質問でないし、答弁でないですねという感じです。

だからやはり、今、大阪のほうでそういう教育界を変えようという動きはもっと早くから出とつてもおかしくなかったです。行政のほうからは、今までは残念ながら物申せないんだという話が当然そうでした。だから、独占企業でした。東電と同じように。教育界は、教育委員会そのものは独占企業、そんな感じでした。

だから、やはりもう今、本当まさに今みたいな、そんなことではいけない。特に徳島県は、そういう教育的に体力も勉強のほうも残念だという状況になっている。私らが何ほ言うてもあかんぞというようなことではあかんのです。やはりちゃんと聞く耳を持っていただいて、その中でいいものは取り上げてもらう。悪いものは取り上げなくて当然いいですけどね。やはり、ちゃんと話できるような中で、いいものはちゃんとやってほしいな、そう思うんです。

もう何ほ言うても、この前も言いました。例えば災害のこと言うても、変えないんだと今の状況の中を。モデルのことも言いましたけども、やり方を変えないんだというんじゃなくて今の時代に合わせて、どうしたら一番スムーズにいくのか、効率よくいくのか、本当の子供たちのためになるのかということを実際に考えていただいて、今までのことを引きずっていくのではなくて、今から本当にちゃんと考えていってほしいなと思うんです。

ずうっと思ってましたのが、教育長と教育委員長との関係。この中でも、残念ながら、教育委員長がどれだけの権限を持って今までずっとやっていたのかなというのが私の頭の中では疑問点です。クエスチョンマークです。先ほど話を聞いていました。おう、これはすごい、大分考えていただけるなあ、力を発揮していただけるなあという思いは先ほど答弁しておりました。というのは、それだけ言える、やれる状況になってきたんじゃないかなと思うんです。だから、ぜひとも、やはり本当に子供たちのためにせないかんこと、それをどんどんと発言して、教育委員長も発言して、その中で、教育委員会の中でも、みんながそれを検討して、何のための教育委員長かとそういうこともありますんで、そういう組織に、本当に周りから見ても納得できる組織にどんどん変わってほしいなと。大分変わってきたと思うんです。でも、大阪のああいうことがあって、本当にいい機会だと思います。同じようにせえとは言いませんけども、非常に考える時期かなと思います。いかがでしょう。

福家教育長

ただいま西沢委員のほうから、やはり同じように教育委員会のあり方に対して非常に厳しい御意見をいただきました。私も昭和50年に教員採用になってから、その中でまた、半分以上実は教育行政に携わっておりますので、大体、何か言われている趣旨が非常によくわかります。

しかし、一方では教育行政の中でも文化財行政という、本当土地をはうような仕事を長いことしていた関係もございましたので、絶えず住民の方とか、あるいは例えば地権者の方とか、本当にそれぞれにかかわって

真剣にいろいろ営まれている方とおつき合いが長うございまして、そういう中で、県の行政といえども、やはり県民の方のいろんな思いをしっかりと受けとめてやっていかなければ、最終的には理解を得られないと、そういったような経験をこれまでの私の経験の中では随分とさせていただきました。

そういう思いというのも、私が教育長になってから、いろんな会議の席でも職員の皆さんには伝えてきた思いです。答弁のあり方につきましても、余りにもいわゆる業界用語が多過ぎて、これはちょっと御理解いただけないのではないだろうかというふうなことも口を酸っぱくなるぐらい実は言ってきたつもりであります。ただ、まだそれが十分完全に直っているというふうには思いませんが、やはり、まず、せっかくこういう発言の場が与えられたことを逆に感謝しながら、その思いをしっかりと県民の方々に伝える場というふうに理解して、いろいろと私どもとしてはお話をさせていただく必要があるというふうなことは絶えず言っておりました。

それと、もう一つは、教育長と教育委員会、教育委員長さんとの関係性ですけども、私も、教育長になったときに、教育委員の拝命をしておるわけですけども、1つやはり大きく自分なりに変えたことは、とにかく教育委員さんにできるだけ多くのことを情報として持っていただくということで、1年目は定例教育委員会というのは、月1回のみであったわけですけども、しかも昼からの定例会でございました。しかし、いろいろと不祥事等もあったということも当然ございますけれども、時によると夜の7時、8時まで、その定例教育委員会が長引くというようなことがしょっちゅうございました。

それで2年目からは、月に2回の定例教育委員会にしようということで、教育委員さんのほうから発案がございまして、現在は、定例を2回やっていると。長引いた原因の1つが、教育委員会がとにかく多くの話題と多くの資料を教育委員さんに提出すると、そういったことに従来以上に取り組ませていただきました。その原因は何かというと、やはりレイマンコントロール、基本的には教育委員さんが県民目線、市民のお考えのもとで教育委員会、教育行政を導いていただくというふうなことが大前提でございますので、そのためには、適正な御判断をいただくためのいろんなデータ、過去も含めて、そうしたデータを私どもとしては大事なところはしっかりと提出する義務があるだろうと、そういう考えに基づいてこれまでやってきたわけでございます。

そういう中で、教育委員会、公開の場以外にもいろいろ会議等も持っておりまして、その場で本当に腹藏なく意見を闘わせているというふうなことが今の現状でございます。そういう中で、先ほど御指摘いただきました教育長と教育委員長、これはもうある意味私どもは一体でなければならないと考えておりますので、もし仮に乖離があるとすれば、それは議論をしながら埋めていく乖離、溝であろうと思いますので、基本的には一体として、県民に対しての教育行政を担っていくと、こういうつもりでございます。

西沢委員

本当に非常に大きな変わり目だと思うんで、こういう変わり目はちゃんととらえて、やっていかないかなのではないかなと。

例えば、先ほどもいろいろお話出てますけれども、体力の問題も学力の問題も残念なところであります。徳島県は公立が多いと。もう当然、全国でも一番断トツに多いぐらい、多いんかな。ちょっと数字だけ挙げただけですか。例えば、小中もそうなのかな、高等学校、学力が低いのはいつごろから低いんですか。小学校低学年からもう低いんでしょうか。これ全国規模で調べてないからわからないのかな。いつごろから低くなっていったんですか。

藤井学力向上推進室長

今、西沢委員さんから学力のことについて、という御質問でございますが、平成 19 年度から始まりました全国学力・学習状況調査の結果を踏まえますと、小学校においては、初年度はかなり 30 位台というふうな低位な状態ではございましたけれども、年々上昇しているところでございまして、昨年度、抽出調査ということで 95% の範囲で信頼できる値ということではございますけれども、10 位台ぐらいというところまで……（「10 位」と言う者あり）はい。

（「それ小学校」と言う者あり）

はい。

中学校におきましては、もう初年度から、そのあたりのところで推移しているところでございます。小中に関してはそのような結果となっております。

高等学校につきましては、大学入試のセンター試験のことであるかなと考えておりますが、それにつきましては、受験生の自己採点結果を予備校等が集計したものであって、都道府県によってセンター試験の志願率が異なっているとか、あるいは業者が集めている自己採点結果数が異なったり、また、受験する科目数が異なる。徳島県というのは、多くの教科を受けるんですけども、都市部においては、2 教科、あるいは 3 教科とかの私立型受験をする生徒の割合が多いというような土台が違うということがございます。

ということで、本県の大学進学の特徴につきましては、本県は授業料等の経費の面からいたしましても、高校生とか保護者が国公立大学の志願をする傾向がございます。高等学校もその志望を踏まえた指導を進めて、一方において、大学入試センター試験の受験者の割合も多いという状況でございます。1 つの指標として、文部科学省の基本調査をもとに算出されるデータで見えますと、各県における高校卒業者に対する過年度卒業者も含めた国立大学進学者数の割合は、平成 22 年度入試で本県が全国第 1 位。国公立大学では第 4 位ということでございますが、国公立大学の志望に対する一定の成果を上げているところでございます。

西沢委員

学業の程度はちょっと最後わかりにくかったんですけども、この前テレビで灘校のことを言っておりまして、1 人の教師が今の灘校をつくったという話がありました。そのやり方は非常にユニークだと。要するに最終的には子供たちにやる気を持たせると、興味を持たせて、やる気を持たせる。そのために、その過程においては、さっぱりわからないやり方をしたと。周りが見てもさっぱりわからないやり方をして、結果的になってみると、子供から進んで自分が 1 つの問題をとらえて一生懸命資料を調べたり、いろんなことをやって、やる気を起こさせたと。何を勉強させているのかというのは非常に最初はよくわからなかった。1 冊の本をかなりの長時間かけて勉強したと。1 冊の本だけね。その中の 1 つずつ問題をとらえて、それをばさっと広げていったというそういうやり方やったというんですが。

問題はそういう、1 人の先生によってそれだけ変わるんだという多くの事例です。要するに今、この徳島県内がほとんどが公立だと。その公立を逃げ道にしたらいけません。公立の中でもやる気があったら非常に変わるんじゃないかと、それは先生のやる気だと。それを子供がやる気になるようにやっていくということに尽き

ます。勉強を教えるのではなくて、やる気を教えたら、子供らは勉強してるんだと、勝手に勉強しているんだという、そういうやり方で成功した例があったんだとびっくりしましたけども。

だから徳島県もそういう、まず公立だからといって、公立の範囲を守らないかんのでしょうかけれども、でも、今までの受け売りみたいにずっとやっていくんじゃないかと、もっと子供たちのために、どんどん子供たちが興味を持ったが一番いいんです。勉強やれというんじゃないかと、興味を持たすというのは、何でもかんでもじゃなくて、その子供たちの進む道、自分で考えて、勉強だけ考えるんじゃないんですからね、こうなると。自分の進む道も自分の人生そのものも考えていくということになるんで、本当の教育じゃないかな。自分で考えて自分ですということがやっぱり一番勉強を教えることなんじゃないかなと思います。

そういうことで、徳島県もいろんな角度で、いい子供たちがいい人生を歩めるようにやはり教育してほしいなど、気を使ってほしいなと思います。これはこれで終わります。

岡委員

6月議会から議会のほうへ出させていただいていますけれども、初めて文教厚生委員会の教育委員会の分をやっているんじゃないかなというような、非常に内容の濃いお話を議員の皆さん方からいただいている気がします。森本委員、西沢委員のことに関連するんですが、本当に先ほどおっしゃっていただいたことというのは、皆さんに意識を持っていただいて、ぜひとも進めていただきたいと思います。

先ほど、西沢委員のほうから、先生のやる気が学校を変えるというような話があったんですけども、ちょっと前に聞いた話なんですけど、ある学校の先生が、毎朝、子供たちと一緒に掃除に出てきていた。8時から。それを、校長先生に呼ばれてとめられた。何でもかという、ほかの先生が出てこれんから、あんただけ勝手にそういうのやめてくれというようなことを言われたということを知りました。実際にあった話です。ですから、もちろん先生方のやる気というのも当然なんですけども、森本先生おっしゃっていたような、校長先生や教頭先生というのが強い信念と権限を持って、そういういいことをどんどんくみ上げてやっていくというような体制づくりというのも非常に大事なんではないかなと思います。

先ほどの森本先生の話にちょっと関連することが多いんですが、教育の地方分権ということ言われてました。恐らく、地方分権というよりも、法律とかさまざまな枠の中で地域の特色であったりとか、学校の特色を持った授業を行うような体制をとっていかとか、学力向上に資することをやっていく、それも自由度を上げていくということではないかなと思います。

その中で、先ほどの灘校のお話も出たんですが、最近、ここ数年なんでしょうけども、インド式の数学の教育というのが非常に注目をされているというのは、お聞きになられたことがあると思います。私自身も1回ちょっと視察には行ってきたいなと思ってるんですけども、5年前にインドのインターナショナルスクールの日本人の在籍数というのは5人だったらしいんですけども、この5年間で74人まで、というような数字が出ておると。インドは御存じのとおり、非常にIT関係の分野で世界的に活躍をしているような人というのがたくさん出てきているというのが現実でございます。それが数学の教育制度にすべて理由があるかといえば、そうではないかもしれませんが、やはり、この現実を見たときに、日本の学力の低下、特に理数系の能力の低下というのが言われておりますので、そういうインド式の数学の教育というのを徳島の学校でできんかどうかと、

幼いころから、小学校で。それっていうのは、何か法律的なこととしてと言いますか、こういうやり方だとできるという方法っていうのはあるんでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

藤井学力向上推進室長

委員から理数系の教育について、特色ある取り組みについてという御質問かと思います。先ほどの地方分権から言いますと、教育特区とかいう制度もございますけれども、教育特区につきましては、市町村が申請をして受けていくということでございまして、やはり実態の異なる学校がたくさん集まるということでは、なかなか成果が得られたりとか、それから検証するという時間がかかるというような問題もあると考えます。

そこで、文部科学省においては、研究開発学校制度というのを設けておりまして、これは、教育実践の中から提起される諸問題とか、あるいは学校教育に対する多様な要請等に対応して、新しい教育課程とか指導方法を開発するために、国が定めた学習指導要領の基準によらない教育課程の編成実施を認めるという制度でございます。

今後、検討すべき課題として示された重要課題の中に、実は来年度、平成24年度にその研究開発学校制度の募集課題として、数学、科学に関する課題、これが記されておりました。本県におきましても、今委員がおっしゃったようなことが可能かどうか今後、市町村や学校にこれをお示しする中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

岡委員

ありがとうございました。特区というとな、ちょっと範囲も広がりますし、恐らく手続とかもいろいろ煩雑なものもあるんだろうと思うんですけども、やっぱり、LEDバレイ構想とかいろんな、そういうような物づくりのことで県としてもいろんな方向性を打ち出しておりますし、やはり、日本の国というのはどうしても資源が少ない、やはり人材を育てていくということが非常に大事な面になってくようかと思えます。

もちろんベースとしては今まで言ってきた国語の教育だったりとか、歴史の教育だったりとか、まずは日本人であることに、日本の国で生まれたことに、また、徳島で生まれたことに、誇りを持てるような教育環境をつくっていくというのが、まずベースにあるんですけども、その中で、徳島県として人材を輩出していくっていう県づくりをしていく中で、そういう非常に話題にもなっている、実際に国単位ですけども、そういう実績があるような国の勉強方法というのをどんどん取り入れていくというのは非常に面白い試みでもあると思いますし、それでデータをとって、それが日本全国に広まっていくようなことになれば、また、徳島が発端となって日本の人材育成をしていくということにもつながっていくと思います。ですから、方法論いろいろあると思うんですけども、私もいろいろ勉強しながら、また相談しながら、そういう1つの形をつくれたらなあと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思えます。

あと、もう一点はちょっとお聞きしたいことなんですけども、来年度から武道とダンスの必修化が行われます。ちょっと仄聞したところによると、柔道連盟とか剣道連盟さんのほうに指導者を出してほしいというような打診をされているということはお聞きしているんですけども、人数の確保とか、そういうレベルの確保というのはきちっとできているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

林体育健康課長

来年度からの中学校の武道、特に柔道は事故が多いということで、指導者の確保のことなんですけども、中学校の柔道の有段者というのは38.1%ございます。剣道も同じく28.1%おりまして、武道の中でも選択ということになっておりまして、柔道、それから剣道、それから相撲等の中から1種目というふうな選択をすればいいということになっております。

柔道は、特に前に委員の先生方からも御心配いただきましたように、事故等が大変多い種目ということでございますので、今後、警察のOBの方でありますとか、柔道連盟と連携をしまして、今のところは既にもう外部指導者で部活動等を行ってくださっている方もいますので、そういう方をお願いしたりというふうに思っておりますが、さらに必要になってくるかと思いますので、今後、そういうリストをつくりまして、体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

岡委員

済みません。ありがとうございました。一応、確認だけと思ったんですけども、あと半年で始まるものですし、実際のところを言うと、有段者だから、選手としてすぐれているから、指導ができるかというとまたちょっと違うところもあると思います。中学校、高校というと、むちゃをしがちなところもありますんで、やはりそういう有段者の方の中でも指導がきっちりできる人という、なかなか人選も難しくなってくると思うんです。いろいろ問題とかもあるかもしれないんですけども、されてるかもしれませんが、県警の現職の方々、もちろん、自分の仕事もありますし、治安維持もありますし、忙しいとは思いますが、そういうところとも声がけをしたりとかということもちょっと考えていただけたらなあと思います。

警察の方々と高校生や中学生との交流もできますし、またそれが非行であつたりとか、そういう環境の悪化の防止になったりとか、そういうことにもつながっていくと思いますし、やはり毎日訓練をされている方々なんで、指導者としても非常に優秀な方が多いと思います。ですからそういうことも考えて、本当にできるだけけがや事故のないように、体制づくりをしっかりとやっていただきたいと思いますので、あわせてよろしくお願いします。

ありがとうございました。

喜多委員

本当、教育っていうのは、将来の徳島を、そして日本を、よくするも悪くするの、教育長、教育委員長初め、皆さん方の本当に熱意っていうか、やり方にかかっているのではなからうかといつも思っております。そういう意味で、皆さんが本当に朝から晩までっていうのか、晩も含めて、熱心に取り組まれておることに、いつも本当にすごいなあ、と、素晴らしいなあという思いがしております。

そんな中で、8月の5日、徳島県の新教育委員長が選任されました。新教育委員長は技術者でありますし、金属物性の専門家ということで、これから幅広く、私もきのう夜にノーベル賞の発表がありまして、日本から出るのかなと、本当に期待の星だったんですけども残念ながら漏れて、また来年、再来年のすごい有力候補ということでありますけれども、心から期待しておきたいと思えます。また、きょうからもうずっと候補の中から、ノーベル賞が出るということで、いろいろと期待もするところが大有りありますけれども、新委員長もノ

ーベル賞をもらうんでないんかいなと、いろいろ企業においてすごい活躍されて、すごい実績も上げられたんでという期待。これからまだまだ 80、90 までいけますんで、いろいろとまた頑張ってください、この徳島県の教育にぜひとも取り入れるというか、頑張っていたきたいなという思いがいっぱいでございます。

就任のときの記事でありますけれども、理系、文系両方の幅広い識見の持ち主で期待大ということが載っておりました。私もいろいろとほかの話聞いても、期待に沿ってくれる人やなあと思いますし、何ていいまでも、すごい情熱があるんですね。割と理系だけでなしに、ひまわりに代表されるような、すごい文系の持ち主でもありますし、このたび教育委員長に就任されて、もう2カ月にちょうどなります。できたら、徳島県からぜひとも、将来、まあ、10 年先、20 年先、40 年先になると思いますけれども、ノーベル賞候補を出すような教育もしてほしいなあという思いを込めて、新教育委員長の抱負というか、決意というか、僭越ですけどもお聞きしたいと思います。

西池教育委員長

ただいま委員から非常に身に余るお言葉をちょうだいいたしまして、本当に身が引き締まる思いがするとともに、ノーベル賞を持ってこれなかったのがじくじたる思いです。何て言ったらうそでございますが、少なくとも何十年か先には、ここ徳島の地からノーベル賞受賞者が出られる、そういう教育ができれば本当にいいなと思っております。

単純な決意表明で申しわけございませんが、1つ述べさせていただきますと、これからはやはり教育というのは全体的にも世の中の流れが地域分権という形で進んでおりますことはもう私以上に皆さんのほうがよく御存じのことだと思いますが、その中で徳島の教育行政というのは何かというのを一番、一生懸命考えたいと思います。先ほど、岡委員のほうからも皆さんのほうからもありましたが、徳島県の特徴ある教育ってというのは何なんだろう。それを一生懸命考えていきたいと思います。

あと、教育委員長と教育長は常にコンタクトよくスクラム組んで頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ議会の方々、それから首長を中心とする方々とも協力し合って進んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

決意表明だけで申しわけございません。

喜多委員

目指すは全国のみながうらやむ徳島の教育ということで、教育委員長、ぜひとも福家教育長と力を合わせて、そして、皆さんが一致団結して、徳島の子供のために、徳島の将来のために、頑張っていたきたいなと思っております。御期待を申し上げたいと思います。

それと、今まで前期後期で長い間、高校入試が行われました。去年も約 7,000 名ぐらい、そして来年度も 7,000 名ぐらいの受験者があるということだそうでございます。そんな中で、23 年度は、いわゆる特色選抜ということで、33 校の高校でそれぞれスポーツ、文化活動、その他ということで、特色選抜で入学をされました、23 年度で。来年度の募集案内でも、ことと同じようなやり方をするということであります。

いろいろ出とったかもわかりませんが、特色選抜で入学されたスポーツと文化活動、その他ということで、それぞれ、各校でなく全体的にどれぐらいの子が入学されたかをお尋ねいたします。

西浦学校政策課長

23年度の公立高等学校入学者選抜のうち、特色選抜の合格者の内訳についての御質問でございますけれども、特色選抜受検者数は830人ございまして、合格者は588人ございました。また、お話のございました、スポーツ、文化活動、その他の領域に分けてみますと、スポーツが537名で合格者に占める割合は91.3%でございます。文化活動は39名で6.6%でございます。その他は12名、ボランティア活動などございますけれども、12名で2.0%という内訳でございました。

喜多委員

それと、指定競技っていうのは、それぞれの大半の高校であるんですけれども、スポーツで選抜した種目と指定競技っていうのがほとんどというか、ずれとんですね。できれば、せっかく指定競技で指定しとんですから、特色選抜のスポーツと一緒にいいんかいなと思うんですけれども、これはどんなんですかね。

西浦学校政策課長

特色選抜の中で、指定競技で募集するものと指定競技以外のものと両方含んでございます。

喜多委員

高校っていうのは、学力、勉強もさることながら、それとあわせて、スポーツ、そして文化ということも含めて3年間頑張ってほしいなという思いがいっぱいでございます。人生において、高校の3年間というのは、人間関係も教育の実力、学力も一生それによって左右されると言っても言い過ぎでないんかいなと思います。それで、進路がさっさと変わっていくというか、大きな分岐点でもありますし、その子の特性を生かして、今後の40年間、50年間、60年間のその人の人生も決まっていくという中で、先生方の御努力の効果が即あらわれてくる3年間でないんかいなと思いますので、これからも、この特色選抜ということにいくと思いますけれども、その成果というか、まだ1年もたってないのでわからんと思いますけれども、来年度、これでよかったということで、24年度もこの特色選抜でやるということになったと思います。その成果は出んと思いますけれども、何かじゃあ来年もこれでいこうという決定した理由がありましたら。なかったらいいんですけれど。

西浦学校政策課長

新制度で行いました、平成23年度公立高等学校入学者選抜につきましての成果ということ、また、今後、継続していくというふうな理由ということについての御質問でございます。

前制度の前期選抜・後期選抜では、問題点としまして、前期選抜の教科数が少ないことによる学習活動への影響でございますとか、実施時期が早いことによる学習活動への影響。また、前期選抜合格者と不合格者が混在した状況というのがあるというふうなことで、中学校の指導上、課題があるというふうなことがございまして、新制度では特色選抜を2月中旬に実施する。そして、特色選抜でも5教科の学力検査を課すということ。また、募集人員を特色選抜では総募集定員の10%程度に絞り込むということで、多くの生徒が一般選抜を受検して、3月までじっくりと中学校での学習に取り組みができるようにしたところでございます。

その結果、3月に実施をした上で、中学校、高等学校を対象に意見聴取をしたところ、中学校の 71.8%、高等学校の 76.7%から今回の新制度における改善につきましては、肯定的な回答を得ておるところでございます。また、多くの生徒が3学期までしっかりと学習に取り組んだという点でございますとか、5教科学力検査の実施により、生徒が特定の教科に偏ることなく学習に取り組むようになったことの2点につきましては、中学校の 89.4%から肯定的な回答を得たところでございます。

このような結果から、今回の新制度の入試は現制度が目指しております生徒の個性を生かす選抜、また、確かな学力を重視する選抜ということにつきまして、おおむねその理念に沿った選抜ができたのではないかなというふうに考えておるところでございます、平成 24 年度入試以降も、基本的には、現在の制度の中で実施をしていきたいと考えているところでございます。

喜多委員

一応、高校についても一つだけ、ちょっと言って、昼からにしたいと思います。

今、課長さんから話がありました。中学校からの話も、保護者の話も全くよかったなあということを私も聞いております。今までの前期、後期っていうんは本当に悪かったなあということも含めて、すごい改善されたということを私も直接はわからんですけど、そういう話聞いたら、ああよかった、改革やなあということを思っております。

それと、100%、7,000 名の希望者の方々が高校入学するっていう時代になりまして、中途退学というかね、高校の3年間で、途中でもう嫌になってやめてしまうという子供が昔と比べて大分ふえたということを聞いておりますけれども、その現状と対策をお尋ねしたいと思います。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま高校の中途退学者の状況について、またその対策についてというお話でございました。

過去5年間で見てまいりますと、平成 18 年度には、本県では 442 名の中途退学者の生徒がおりました。それが、毎年減少してまいりまして、昨年、平成 22 年度には 310 人ということで、全体の 132 人、率にして 30% 減少してまいったところでございます。これにつきましては、さまざまな高校での特色ある教育の取り組みとか、また、中での生徒たちの悩みにこたえる、さまざまなスクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実など、そういうふうな取り組みもございますし、また、中学生が高等学校を受検する際に、その高等学校の情報、これを事前に中学生に十分知ってもらうというそういう意味から、夏休みに体験学習を行ったり、また、高校のオープンスクールに中学生が参加をしたりというふうなことで、入学前から各高校の特色とか教育内容とかを十分知る機会を得て、それで進路を選択しているというふうなことから減っているというふうにも考えておりますが、今後、なお一層そういう努力も続けながら、全体の数が減るように努力してまいりたいと考えております。

喜多委員

今後とも、多分この 300 名の生徒さんがやめられて、あとのいろいろと価値観とかが非常に変わってきとる

んじゃないのかなという思いがいたしております。極力、これゼロにはならんと思いますけれども、ゼロに近づくように、これからも頑張っていたきたいと思います。昼からにします。

岸本委員長

それでは、喜多委員、途中になりましたけれども申しわけございません。

午食のために休憩いたします。(12 時 08 分)

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 14 分)

午前の岡委員の質問に対して、再度答弁したい旨の申し入れがありましたので、先にそれを。

林体育健康課長

午前中いただきました、来年度から始まります、中学校の武道、ダンスの必修化に向けました指導者の確保についてでございますが、中学校の今、体育教員の中で柔道の段位取得者が 22 年度調査では 38.1%ということになっております。実際に柔道を実施をしている学校っていうのが 27.9%でございますので、中学校の教員が指導に当たる場合には、指導者の確保というのはできておりますけれども、本当にけがとか事故が多い柔道の授業に関しましては、安全面等を考慮したり、指導内容、指導方法のこともございますので、今後、県警等の専門家の方たちの協力も得ながら、指導を来年度から実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岸本委員長

岡委員、よろしいですか。今、午前の答弁に対して、ちょっと違ったということでしたので。

岡委員

済みません。きのうちょうど、実を言うと、県警の方とお会いして、柔道のことが気になってましたんで、剣道にしてもそうなんですけども、先ほどもちょっとお昼も来ていただいて話したんですが、やはりむちゃをする場合っていうのが絶対出てくるんですね。私自身も高校のときに柔道ありましたけれども、正直いろんなことありました。事故は幸いなかったですけども。そういうのをきちっと指導できるような、それとちゃんと監督できるような人に入っていたきたいと思ってますし、現職の警察官の方とかに来ていただくことによって、ちょっと素行不良のところがある生徒とかの指導なんかにも力を発揮していただきたいなと思ってましたんで提案させていただきました。

ぜひとも、いろいろ忙しいところあると思うんですけども、いろいろ関係もあるでしょうけども、ぜひともお声がけをいただいて、よりいい授業をしていただけるようにしていただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

喜多委員

東日本大震災から半年、まだまだ何か行方不明者の捜索が続いております。4,000 人近い人がまだ発見されておらない中で、ボランティアの方々も当初と比べたらよっぽど減ったようでございますけれども、地道に活動を続けておられる方が、まだ多くいます。頭の下がる思いでございます。本県からも当初、即ってということで、いろいろな態勢を組んで救援に行きました。そして、本庁からも本当に延べとしたらすごい数の人が行きましたけれども、教育委員会で、教職員の方、そして、ほかの県では、ボランティア活動に多くの高校生が参加したとも聞いております。今はちょっとわかりませんが、もう既にたくさんの方々が、高校生が、いろんな泥かきとか何やかいの作業で尽力したということを聞いております。本県からはどんな状況でございますか。

西浦学校政策課長

東日本大震災に関しまして、被災地の支援、あるいはボランティア活動についての御質問でございます。高校生のボランティア活動についてはどうなっているかという御質問でございますけれども、県教育委員会では、東日本大震災の発生直後から宮城県石巻市あるいは東松島市、女川町などに教職員を派遣をいたしまして、心のケアでございますとか、学校再開支援等の支援を行ってきたところでございます。

とりわけ、女川町では地元教職員と連携をいたしまして、津波被災地としては最初に学校の再開を果たすなど、支援活動を通じて友好関係が深まりましたことから、この御縁を大切にしながら息の長い支援を行うために、本県の学校が女川町の学校との間でパートナーとなって支援活動を実施することになりまして、そのモデルケースとして、いち早く希望表明のございました徳島商業高校及び小松島西高校が女川第二小学校を支援することとなりまして、6月より支援活動に着手したところでございます。

具体的な支援内容といたしましては、女川第二小学校が長年取り組んでまいりました郷土芸能のさざなみ太鼓の復活に向けまして、津波で流出した太鼓の購入資金に充てるためにチャリティーのティーシャツの作成や販売を行うことや、演奏のときに児童が着用するユニフォームティーシャツを作成、提供、さらには、11月5日に新町川ボードウォークで開催するパラソルショップ等で協力を呼びかけるという取り組みをすることになったところでございます。また、8月17日、18日に両校の生徒36人を中心とした支援団が女川町を訪問いたしまして、教職員、児童と阿波踊りとか、あるいはお菓子づくりなどを通して、交流支援活動を現地で行ったところでございます。

本県の生徒がみずからの目で被災地の現状を確認をして、ボランティアや防災に対する意識も高まったというふうに両校からは聞いておるところでございます。今回の活動は、商業教育の新たな試みとしても注目されるところでございますが、このような学校の特色を生かした取り組みというのを、積極的に県教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

喜多委員

今後、学校防災管理マニュアルが改定されるということで、そんな意味でも現場に行って、現地に行って、被災地に行って、一緒にボランティア活動するということは、単なる行って戻ってくるというのに比べて、本当

に何倍も何十倍も違うんじゃないかならうかと思っております。高校生が防災意識をより高めて、徳島のこれから
の三連動地震に備えて、いろいろかかわっていくということは本当に何にも増して大切なことだろうと思っ
ております。

そこで1つだけ、今全国で4万 5,000 人の防災士が、いろいろと教育というか、特訓を受けて養成されてお
ると聞きますけれども、本県というか、教育委員会関係の教職員の方々と、いろいろとほかの活動はされて
おりますけれども、いわゆる公認の防災士がおるかおらんかの確認をしたいと思います。

片山健康教育幹

県内の教職員における防災士がいるかという御質問でございますが、県内では現在 516 人の防災士がお
ると聞いておりますが、そのうちの教職員がいるかということについては、申しわけございませんけども、現
在把握できておりません。

喜多委員

できましたら、こないだの東日本大震災では、先生方の教職員の方々の1つの動きによって、子供の命が
多く救われたということでございますので、防災士を持つとるからどうこうっていうんではないんですけども、
ぜひとも一層その意識を持って、できたら後任の教職員の方々と持っていただけたらありがたいなあという
ことを希望しておきたいと思えます。

話は変わりますけれども、高校の新学習指導要領で、英語の授業は英語ですということが、これから進
められておると聞いております。本県の取り組みについて、お尋ねをいたします。

藤井学力向上推進室長

委員から高校の英語の授業で、英語を使つての授業が進められるかというような御質問かと思えます。

高校については、平成 25 年度から年次進行で新学習指導要領が実施されていくということになっておりま
す。その学習指導要領においては、言語活動を英語で行うと明記されたことを踏まえまして、授業の中で生
徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場とするため、授業を英語
で行うことが基本となっております。ただその際、生徒の理解の程度に応じた英語を適切に用いるように配
慮しなければならないということでございますが、平成 25 年度実施に向けて、現在、さまざまな研修等を通じ
て教職員に研修をしているところでございます。

喜多委員

今も先生のお答えにもありましたように、決して英語で先生が前でずっと授業をするというんが目的でなし
に、今おっしゃってましたように、生徒同士で英語の中で1時間を過ごすということが大事ということを知って
おりますので、ぜひとも積極的に徳島の高校生って英語すごいなあと言われるようになってほしいと思っ
ております。

それと、授業で、英語とまたころつと変わるんですけども、原子力発電の事故が起こって、その小中も
含めてですけども、現状の授業っていうかね、授業ではなかなか取り上げれんと思うんですけども、正

確な認識をしてもらうためにも、小中高でどんなやり方をしようか、しよれへんかということをお尋ねいたします。

藤井学力向上推進室長

原子力に関して小中高等学校においてどのような教育が行われているかということでございますけれども、小学校におきましては、特に教科書を使った、そういう授業というのはなされておりませんけれども、総合的な学習の時間等を活用して、環境学習の一環としてそのようなことも学習するということが考えられます。

そこで、文部科学省及び経済産業省は、小学校、中学校が原子力とかエネルギーに関する指導の一助として、原子力に関する副読本を作成しているところでございます。この大震災を受けまして、原子力の部分を改訂するということで、ただいまホームページでは見るができなくなっております。昨日、文科省に確認しましたところ、10月末をめどに改訂が進んで、そして、ホームページで提供できるようにという、そういう準備を進めておられるということでございました。

中学校に関しましては、学習指導要領にのっとり、教科書の中で取り扱われているものがございます。例えば、中学校3年生の理科とか社会科の公民的分野、それから地理的分野、それから技術家庭科の技術分野の中でエネルギーの変換とかいう中で扱われているところでございます。

高校につきましては、教科書の中で地理歴史科、あるいは公民科において、原子力を地球的課題として、環境、公害の問題としてとらえております。その有効性とか安全性に対して焦点を当てたような記述となっております。

それから、一方、理科においては、エネルギーの1つとして原子力の特性を考えさせたり、あるいは専門的に原子レベルでの学問として学ばせると、そのような取り扱いをしているところでございます。

喜多委員

私の言いたかったんは、今までの歴史の中で、原子力発電所等々の教育というんはやってきたと思いますし、これからも進めていくと思いますけれども、特に事故の後で、例えば学者によって、白か黒かっていうような意見もあるし、もちろん中もあるし、いろいろと人によってどこがどんなんでということが、どこが正確で正確でないかというんも、私自身もわかりませんけども、今後、事故を受けた後の今までの教育と違うっていうかね、何をどない変えてええかというんは、もちろん専門家でないとわかりませんけれども、ぜひとも、再度、正確な教育を小中高でしてほしいなあと思います。

もちろん、政治的でなしに、客観的、そして今、地球上的な話も含めて、これからどう進めるべきかというんは、すごい大事なことじゃないんかいなと思いますけれど、どんなんでしょうかね。資料が今までの資料か、これから新たにつくっていく予定があるとかないかということも含めて、どのように進めていかれるかお尋ねをいたします。

藤井学力向上推進室長

放射線については、今年度から、中学校の理科の3年生で学習することになりました。来年度からの実施なんですけど、先行実施として、今年度から生徒が学習することになって、補助教材が提供されたところなん

ですけれども、それも先ほどの、補助教材と同じように見直ししながら、やはり、そういう総合的な見方、新しい考え方ができるようなそういう取り組みを進めていこうと国もしておりますので、私たちもそれを踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

正しい教育をしてほしいなということを要望して終わりたいと思います。

それと、去年まで続けられた、全国学力・学習状況調べ、いわゆる全国学力テストが、今年度は、災害、地震があったものですから、何か中止っていうか延期っていうかになっておるということを聞いております。その後の今年度の状況、そして、本県における取り扱いっていうか、お尋ねをします。

藤井学力向上推進室長

委員からの、今年度の全国学力・学習状況調査についてのお尋ねでございます。

先ほど、委員からおっしゃられましたように、今年度は、このたびの大震災を受けて、全国の調査としての実施は見送りました。ただ、希望する学校については、問題冊子等を配布するというような連絡を受けましたので、本県におきましては、今まで、先ほど西沢委員さんの質問にもありましたように、平成19年度からの、子供たちがこの全国調査や、あるいは県独自の学力ステップアップテストなどを通じて、年間2回のそういう調査を繰り返して、検証を改善しながら、先生方の授業改善、指導改善とかに生かしてまいりました。その結果、だんだんと上昇しているというようなところも見られましたので、今年度もぜひ、その問題冊子等を活用して、徳島県として調査を実施したいと考えました。

そして、国は9月26日に問題冊子を配布するということでございましたので、ちょうど運動会等で忙しいところ、学校も行事等がありますので、9月27日から10月7日までの期間を設けて、その中で、学校の実態に合わせて実施をしていただきたいというふうに参加要綱をつくりましたところ、調査対象生徒が在籍するすべての公立小中学校が、この調査に参加してくれることとなりました。そこで、私たちはその結果を集計、分析することによって、今後、さらに検証改善サイクルの確立を目指して、学校の、あるいは児童、生徒の学力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

全国では、どんな程度ですかね、わからんですかね。全国で47のうち、どのぐらいが学力テストを実施するかせんかということを含めて。

藤井学力向上推進室長

このような県とか、そういう全体での調査として活用するのは10道県というふうに聞いております。

喜多委員

ぜひとも、体力とあわせて学力も全国一を目指して、この学力テストもそのうちの一環になろうかと思えますけれども、ぜひとも、せつかく問題用紙があって、採点をどないするかわかりませんけれども、余り経費もか

からんとやれる方法だろうと思いますので、しっかりと今年度も学力テストをして、徳島県の子供さんの学力を高めてほしいなあということを要望して終わります。

庄野委員

柔道のことが少し出ておりましたけども、前にも少し質問させていただきましたけれども、やっぱり基本をしっかり教えていただくのと、受け身とか、あと礼儀作法だとか、そういうふうなことを集中的にしっかりと教えていただいて、基礎体力ですね。体力を向上させる方策みたいななんもあわせて、そういうふうなところで教えていただけたらありがたいなと思います。技術的なものは、しっかりとした基礎体力と受け身、それとあと自分の守り方みたいななんが身についてから、徐々に新しい技を教えていくということで、中学校生であればやっぱり基本的な部分をきちんとしっかりと教えていっていただきたいなということを私のほうからも要望しておきたいと思います。

それとあと、学校の安全についてということで、少しお聞きをしたいと思います。これは今まで学校、これは小学校、中学校、そうでありますけど、過去に不審者情報とか、車で声をかけて連れ去るとか、そういうふうな事例が結構あったんで、学校が地域の青少年健全育成協議会等々の方々と協力して、そういう未然防止活動を行っておるわけでありまして、現状、そういう声かけとか、不審者情報でメールとかでも、今一斉に保護者の方々に配信したりして、結構情報の共有っていうのはできておると思うんですけど、そういう学校の登下校時の安全確保についての現状。

あと、今まで学校で危機管理マニュアルというのをつくっておったと思うんですけども、この前の東日本大震災が起きて、学校でのそういう不審者情報とか、学校に不審者が侵入したときの対応っていうのは各校、大きな事件がございましたので、それ以降、きちんとマニュアル化されておったんですけども、いざ、今回の事例を見てみますと、自然災害面でのそういう警報が起きたときの避難路でありますとか、避難場所の徹底がされてなかったという非常にそういう教訓がございまして、そこらをあわせて、学校での危機管理マニュアルとして整備をしていく必要があるということは、いろんな委員さんからも本会議でも言われてましたし、これを一番にせないかなというふうに思っているところであります。そこで、学校の危機管理マニュアルの、不審者の状況対応も含め、また防災の対応も含めたマニュアルという作成を今後、徳島県下の幼小中、高校も含めて、どのような形でつくっていくのか、現状と将来の、何年の何月ぐらいまでには、県がつくる、国の想定等々に合わせて完成させていくんだという目標をぜひともお示しをいただきたいなあと思います。

片山健康教育幹

まず、登下校時の子供の見回りということでございますけれども、現在、県内のすべての小学校区でスクールガードの活動が行われているという報告を受けております。そういった地域の方だとか、警察OB等とかの連携を図りながら、子供の見回りをしているということでございます。

2点目の、危機管理マニュアルにつきましてですが、平成21年度、学校保健安全法になりまして、児童、生徒等の安全確保を図るため、当該学校の実情に応じて危険等発生時において、危険等発生時対応要領、これは国の法律の言葉なんですけど、それを作成することということが法律で義務づけられております。これに基づきまして、各学校では、委員お話しのとおり不審者対応も含めまして、各学校の地域の実情に応じた危

機管理のマニュアルを作成しておるところでございます。

しかしながらも、委員御指摘のとおり、東日本大震災のことを受けまして、例えば避難場所の課題とか、避難経路の課題とか、いろいろな課題がございましたので、年度当初、県教育委員会では、教育長会、それから幼稚園長会、校長会におきまして、そういったものも含めて見直しをするように依頼をしております。各市町村、教育委員会、また、学校のほうでは、現在見直しを進めております。県教育委員会といたしましても、東日本大震災の状況を受けまして、県で平成9年に作成いたしまして、平成18年度に改訂いたしました学校防災管理マニュアルを抜本的に見直す必要があるということで、現在、見直しをしております。

7月に学校防災管理マニュアル改訂委員会を設置いたしまして、7月の第1回の会議では、これまでつくっているマニュアルの全体的な意見だとか、こういうことを改訂したらいいというふうな御意見をいただきまして、改訂作業を行っているところでございます。

9月に第2回の改訂委員会を開きまして、ここではやはり今回、地震、津波というのが大きな喫緊の課題ということでございまして、そういった地震発災時の対応といたしまして、地震、津波編につきまして重点的に意見をいただいたところでございます。現在はその意見に基づきまして作業をいたしまして、できるだけ早い段階で委員御指摘のとおり、国の被害想定見直しだとか、国が津波、地震のマニュアルを作成するとかいうふうなこともございますので、今回、そういう暫定版を出しまして、今後、新しい情報を受けまして、適宜見直しをしていくということで進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

国のほうの想定等々も十分参考にしなければなりませんけれども、やっぱりきちんと全部の学校で必ずつくるようにと。それで、県の例えば教育委員会のほうもチェックはするし、日経新聞の7月27日の報道を見ても、今までは防犯面に比べると、防災面のマニュアルの徹底というのが非常に手薄であったということから、文科省は、今回、各県の教育委員会に要請しとんですね。今後、マニュアルができたかどうか、そのマニュアルの中身がどうなっているのかという点検を、防災専門家を派遣して点検をするような段取りにもなっとるようなんで、ぜひ大変、学校の立地点とか、それからいろいろ多種極まると思うんですけども、その作業を早急に行っていただいて、いつ来るかもわかりませんので、こういう場合にはこうするんだという。私はもういっそマニュアルというよりも、県でそういう避難条例みたいなんをつくって、強制力を持たせるように本当したほうがええなあという気持ちは持とんですけども、まずやっぱり学校の実勢というのもありますんで、そこら校長先生、それからPTAの方々とも真剣になって、いざというときにはこうするというのを、本当に戸惑わないように早急に実現していただきたいなあというふうに思います。できたら、今年度中ぐらいには各学校で、そのマニュアルの、例えばうちはここへ逃げるんだという避難経路と逃げる場所ぐらいは想定はできるんでしょうね。マニュアルとして。

片山健康教育幹

まず、市町村教育委員会の関係でございますが、実は、これまでもそういった各学校のマニュアル等を確認する等のお願いは文書等でしてまいりましたが、今回、再度、まず市町村の教育長さんのほうに対しまして、そういった各学校の避難場所とか避難経路とか含めまして、マニュアルの確認もしていただくように依

頼をすることとしているところでございます。県立学校につきましては、県教育委員会のほうに提出をしていただきまして、それを確認をしているところでございます。

各学校におきましては、今現在も見直しをしているところでございますけれども、県のほうも年度内の早いうちに作業いたしまして、それをまた見まして、再度チェックをするというふうなことで、できるだけ早い段階で作業をするということで進めております。

庄野委員

よろしくお願いします。それと、避難したりするときに日ごろからのやっぱり地域の方々と学校との連携、協力というのが必要だと思います。

私、3学期制から2学期制にちょっと移行したときに、少し学校のカリキュラムに余裕を持たせて地域の方々との交流とか、例えば防災面だけではないんですけれども、伝統的な地域の何か宝物みたいなものを継承させたりするのに、地域の方々に学校に入ってきていただいて、いろいろそういうふうなものを、例えば総合的な学習の時間等々で教えていくんだというふうなことがあったと思うんですけど、最近、2学期制から、むしろ3学期にまた戻っているというようなところも、十分きちとした数は知らんのですけども、小学校、中学校、高校の、例えば2学期制を導入しとったところが、3学期制に変わっている場所がどのぐらいあるのか。また、そのときに地域の方々との交流事業みたいな、そういう関係を良好に保っていくような授業の日数みたいなんは確保はできているのかどうかというようなことを少しお聞きしたいと思います。

西浦学校政策課長

学校での2学期制の導入の状況についての御質問でございます。

2学期制、学期の決定につきましては、公立の学校の学期については、学校教育法の施行令で市町村または都道府県の設置する学校にあっては、当該市町村または都道府県の教育委員会が定めることとなっております。県立学校の場合は、県立学校規則で校長が委員会に届け出て、学年を2学期にすることができるとことで、学校はその状況に応じて、2学期または3学期のどちらかを選択できるというふうになっておるところでございます。

2学期制は、始業式等の行事が減少するために授業時数を増加させやすいというメリットがある反面、前期の途中に夏季休業日が入りまして、生徒の学習意欲が継続しにくいというデメリットもあるというふうなとらえ方がされておるところでございます。

それで今、平成23年度で、公立幼稚園、小学校、中学校の2学期制の導入の状況でございますけれども、導入されておる地域は4市でございまして、幼稚園では33.8%、小学校は32.5%、中学校は31.4%、全体としましては、公立全学校数の431校のうち141校で32.7%という状況でございます。県立高校につきましては、全日制で37校中3校でございまして、定時制ではございません。通信制では1校ということになっておる状況でございます。

庄野委員

お聞きしたら、やっぱり2学期制というところは少なくなってきたというなあと。これ、ピーク時には2学期制と

いうのは大分あったんですかね。2学期制しよって、それでまた3学期制にまた戻ったというようなところも私はあると思うんですけども、そこらはどんな状況なんですか。

それで、もし大分あって、今の状況に減っとなったら、2学期制の総括みたいな、県教委としての、確かに私も2学期制になるときに、本会議でも質問したこともありますし、学校のいわば教育のあり方、それはやっぱりいろんな幅広いものを、地域の文化とか、人との交流とかそういうものを取り入れるのに非常に有効なんだというふうなことを聞きながら、2学期制の移行を見守った記憶がございますので、そこらの総括みたいなものをお聞かせいただけたらありがたいなと思います。

西浦学校政策課長

県立学校で申しますと、平成18年度、19年度では、導入しておる学校が19校、あるいは18校というふうな時期もございました。その後、減少してきておりまして、先ほど申しました、平成23年度では3校というふうな状況になっております。

これは、3学期制でも授業、行事の精選等によりまして、授業時数の確保が可能であるということでございますとか、また、学期末を長期休業により区切るほうが生徒の学習意欲を維持しやすく、学習効果は上げやすいというふうなことから、2学期制から3学期制に戻すという高等学校の意見なども聞いておるところでございます。そういうふうな中で、高校などでは、3学期制に戻す学校が出てきたというふうなことで認識しておるところでございます。

先ほど申しましたけども、学期の決定は県立学校につきましては校長、公立学校は市町村教育委員会が保護者らの意見を聞いて行うということにしておりますので、私どもとしましては、3学期制に戻した県立学校でございますとか、市町村教育委員会から見直した経緯などを聞き取りなどをしまして、これから変更、検討される学校でございますとか、市町村、教育委員会がございましたら、適切に地域の実情に応じて御判断できるように情報提供をしてみたいと考えておるところでございます。

庄野委員

わかりました。やはり主役は学生さんでございますので、一番勉強しやすく、気候的にも、最近、運動会の練習などで熱中症なんかで倒れたりするという事例が全国ニュースでもあるんですけども、よく相談して、無理のないように子供中心の思想でやっていっていただきたいなと思います。

それとあと、教員の、さっきも少し森本委員さんも言われましたけども、県の知事部局の職員さんもそうですけれども、精神的な疾患、うつ病等々で休職をしたり、それから定年を迎えずに退職を余儀なくされるという方がふえてきております。県内の学校の先生方の状況はどうなんだろうかということを聞くんですけども、その前に、7月29日の毎日新聞に、今回、文科省が調査をするという項目の中に、病気退職者っていう、調査の中に精神疾患という項目を初めて設けて調査をしたところ、病気理由、これは2009年度ですけども、病気理由の、全国の幼小中高、大学、短大ですから、かなりな数でありますけれども、退職者1,893人の約半数、49.7%の940人が精神疾患で途中で退職しているということがわかったというようなことが載っております。それで、休職する方も、これは公立高校の教員というのが2009年度で5,458人であって、病気休職者の6割以上を占めているということで、非常にメンタルな部分で休職される方が多いということで、ここをや

っぱり、きちんと対策をとっていかないとせっかく優秀な人材が入ってきておるのに、それが何らかの自分の本意としない状況でやめられるっていうのは非常に防がなくてはいけないと思うんです。

それで、このデータを見て、慶応大学の教授で伊藤先生という方がおっしゃっておるんですけども、やっぱり教員というのは本当にまじめな努力家が多くて、人に言われたら一生懸命、物事、職務を遂行しようと思って頑張ると。だけど、それに助けを求めたりするような状況がなかなかない場合があるだろうと。一たん抱え込んでしまうとずるずると行ってしまって、その教え子たちにも影響があるので、やっぱりここは教員は1人だけで悩みを抱え込まないという立場から、学校の中にも外にも相談できる場所が必要であると。それで、教育行政側はサポート体制を整備する必要があるというふうなことが言われています。これも、当然県教委としてもその学校内外に体制を整えていると思います。また、サポート体制もしていると思うんですけども、現在の徳島県での休職者数、そして、その中に占めるメンタルな疾患で休職している方の割合人数、それと、わかる範囲で結構ですけども、どのぐらいの方が精神的な病気でせっかく先生になって頑張っておられたのに、途中で退職してしまうのかという人数がわかれば教えていただきたいなと思います。

それと、あと体制ですね。サポート体制を現在どのようにしているかというのを全部言いましたんで、ちょっとあれですけどもお願いしたいと思います。

尾崎教職員課長

ただいま教職員の精神疾患による休職等についてのお尋ねをいただきましたけれども、本県におきましては、平成22年度、昨年度の精神性疾患により休職した教職員の数につきましては、小中学校で25名、県立学校で7名の計32名ということになっておりまして、そのうち精神疾患で休まれた方が32名となっております。休職全体では47名ということでございます。その前年度、平成21年度につきましては、休職者で45名、そのうち精神疾患が30名ということですので、ここ数年はよく似た数字で県内は推移をしております。

それから、割合ですけども、全国的には平成21年度で、病気休職者のうち精神性疾患の先生方の割合が、全国で63.3%でございましたが、本県では66.7%と幾らか高い数値となっておりますところでございます。休職者の数、あるいはそのうちの精神疾患の数につきましては、このような状況になってございます。

大竹福利厚生課長

福利厚生課のほうでは、教職員のメンタルに関する事業を推奨しております。先生がおっしゃいますように、教職員の方が精神的な不調になりますと、御本人や家族はもとより、学校現場の同僚でありますとか、児童、生徒、さらには保護者など、多くの方に影響を及ぼす状況を引き起こします。

このため、私どものほうでは、心の問題を含めさまざまな悩みを職場や上司に知られることなく気軽に相談できる体制といたしまして、教職員相談事業というものを実施しております。これは、精神科の先生や、臨床心理士、あるいはシニア産業カウンセラー、弁護士などの専門家の方々12名の方に御相談をお願いする制度でございます。この相談事業の状況といたしましては、昨年度でありますと、年間で150件の相談をいただきました。そのうちの42%が家庭問題でございました。職場関係が続きまして34%、その次に健康問題というような状況でございました。全体としては、64%が女性の方からの御相談でございました。また、そのほか、各学校に精神科の先生や、臨床心理士の先生方を派遣して、メンタルヘルスの研修をいたしま

すとか、あるいは個別の相談に応じる出前講座も実施して、各学校挙げての取り組みを推進しているところでございます。

さらに、精神的な不調の予防といたしましては、職員の方々が、まず、みずからのストレスに気づいて、これに対処をするということがとても大切なことになりますので、ストレスに対する対処法などの各種研修を行っております。また、学校現場におきましては、教頭先生や校長先生が悩みを持った職員からの相談に応じたり、あるいは同僚の負担を軽減したり、事務分掌の見直しをしたり、校内での支援体制を考えたり、あるいは保護者への説明をしたり、あるいは復帰した職員の受け入れ体制を考えたりと、管理職に対する多くのことが期待されます。こうしたことから、管理職に対する研修というものも実施しておるところでございます。

当課といたしましては、これらの事業の周知、活用を、これからも推進するとともに、関係団体とも連携を図って、メンタルヘルスの改善に努めてまいりたいと思っております。

庄野委員

ありがとうございます。休職者の数、パーセントの精神疾患の占める割合等々も、全国平均より若干、本県のほうが多いんだなあというふうに感じました。

途中で退職された方が何の理由で、精神的な理由で退職したのかどうかという数字はわからないんですかね。把握は。

尾崎教職員課長

はい、済みません。途中で退職された方の数字等は現在持ち合わせておりません。

庄野委員

わかりました。大体、全国的に調査をした数が多分文科省の調査で載っていると思うんですが、本県でも多分これだけの病気休職の方がおいでということは、途中で退職されとる方も当然おいでだと思いますんで、そういうことが本当にならないように、1人でも2人でも、やっぱりせっかく自分も教員になって頑張りたいと、子供たちに夢や希望を与えてあげたいという、その熱意で入ったんだらうと思います。その方々がやっぱりきちんと仕事ができるようにサポートしていただきたいと思います。

現在、いろんな面で抱え込む事例というのを私も聞いています。一たん保護者なんかといさかいになると朝早くから夜遅くまで抗議の電話がかかったり、本当、大変な状況という事例も見えますけれども、そういうときに重要なのがやっぱり、学校の例えば副校長さんとか、校長先生とか、あと主任の先生とか、そういう教員との風通しがよく、何でも言うてこいよというふうな親身になって、本当に厳しいときには、その校長先生や副校長先生がその教諭のかわりになって保護者と対峙して、お話し合いをしていただけるような、そういうふうなことも私は必要じゃないかなというのも思います。学校によってさまざまだと思うんですけども、そうした先生が元気でないと、子供に教えるのに、先生がしんどそうに、本当、不安な状況で教えられたら、子供も不安な状況になりますので、そこらはしっかりと福利厚生面、健康面でのサポートというのは、よろしく願いしたいと思います。

それとあと、本県は糖尿病の罹患率、糖尿病で死亡する割合というのが、非常に全国、これまたワースト

ワンでありまして、その中でも、やっぱり子供のときからの食生活というのが非常に重要だと思います。これはもう、ずっとやられているっていうのは私も重々承知はしとるんですけども、いま一度、子供の食生活等々、もっと学校で、現状の糖尿病の状況なんかも、ぐっと踏み込んだ形で、保護者も交えて、子供の食生活と健康管理についてとか、例えば、本当、食べるものと運動だろうと思います。そういうふうなことを十分に啓発してあげるような場をもっと積極的につくってはどうかと思います。

今、テレビゲームとか、小さなゲーム機でのゲームっていうのが非常にはやっております、せっかくようけ4人も5人も寄っとんの、家の中に寄って、みんなでゲームをしているっていう事例を私もよく聞くんですけども、やっぱり頑張って、何ていうか、山を散歩に行くとか、川に何かザリガニとかをとりにいくとか、そういうふうな昔我々が子供のときに、小学生のときに遊んでいたようなことができないのだろうかというふうに常々思っとるんですけども、そこら、子供と保護者、先生らが子供の例えば、甘い市販のジュースにはいっぱい砂糖も入ってますし、そこらの砂糖が本当に入っとるんだよというような教育みたいな、それをいま一歩踏み込んでやっていかないと、糖尿病の罹患率は高く、それによる死亡率が高いということは脱却できないんじゃないかなというふうに思うんですけど、普段の教育は、学校面での対応についての今後の方針みたいな強い意志で望みたいというようなお話はないですかね。

片山健康教育幹

生活習慣病の予防等の糖尿病も含む御質問でございますが、委員お話しのとおり、やはり生活習慣病を予防するためには、やはり正しい食習慣、それから運動習慣、それから生活リズムを整えるという、そういったものが、有機的に子供たちにすべての面で見直していかなあかんということを考えております。

食育につきましては、県教育委員会では平成20年3月に徳島県学校食育指導プランに基づき、食育を推進しております。各学校のほうでは、食育全体計画というのを作成いたしまして、望ましい食習慣だとかということも含めまして、各学校で計画を立てて取り組んでおる状況でございます。

糖尿病等のことにつきましてはですが、実は、県の教育委員会では、医師会と連携いたしまして徳島県生活習慣予防対策委員会というのを平成12年から発足しております。その中で、肥満体格調査等をするとか、やはり高度肥満とか、肥満傾向の児童、生徒が疑われる場合には2次検診に進めると、専門の医師が直接検診をして、その個別の子供たちに対応できるようなシステムをつくっております。また、各学校におきましても、各教科等でさまざまな取り組みをしておるんですが、個別におきましても、やはり栄養教諭や学校栄養職員、それから養護教諭、学校医、また担任が連携をしまして、運動習慣のことだとか、食生活だとか、やはり課題のある児童、生徒につきましては、そういった個別指導もされております。

県教育委員会といたしましても、いろんな研修会等で、これまでも、こういった取り組みを推進していくようにというお願いをしておりますが、最初にも申しましたように、やはり食育だけではだめでございますし、運動習慣だけでもだめでございますので、やはり、そういったものをすべて含めて各学校で常に取り組んでいたくように、各種研修会等で働きかけていきたいと思っております。

また、今年度につきましては、幼稚園の園長会のほうにも、そういったお願いを5月にしに行ってまいりました。その中で、幼稚園のほうでも、望ましい運動習慣だとか、食育だとかいうことは重要ということで、幼稚園

の研究会のほうで、そういったことをテーマに研究会が開催されて、先生方が熱心にやっぱり研究をしたというふうな報告も受けております。

庄野委員

さまざまな取り組みがされておりますことに感謝いたしますけれども、さらに、本当に現状は大変だと思います。やっぱり小学生のときから予備軍であったりするようなことも聞きますし、そこらはやっぱり保護者、それからいろんな学校の先生も含めて、単発じゃなくて、やっぱりあらゆるときに教員が、担任の先生方がどのぐらい何食べよるんやなとか、子供見よったら多分わかると思うんですね。そこら、これ以上言わなくてもあれですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、みなと高等学園のことで、来年の4月からということで、もう既にいろんな準備に取りかかっていると思います。これ県のホームページからとったやつですけども、2月の14日に試験があるということで、というふうな準備状況なのか、また、いろんな各県からの問い合わせとか状況についてはどうなっておって、どのような体制で答えておられるのかということを少しお聞きしたいと思います。

富樫特別支援教育課長

今、委員が御指摘のとおり、みなと高等学園につきましては、2月14日に検査をするわけでございます。それに向けまして、今、開校準備の状況といたしましては、入試の細かい打ち合わせでございますとか、また、教育関連、いわゆる時間割りの細かい系統でありますとか、それから、学校が始まりますと、すぐに1年生のときから職場見学とか就業体験をいたしますので、その就業体験先の開拓とか、そういったことを今全力で取り組んでいるところでございます。なお、また11月1日に条例でみなと高等学園が設置をされると、開校は4月1日ではございますけれども、それに先立つ11月1日に学校は設置されますので、設置されましたら開校の準備のメンバーもまた募りまして、なお一層その開校準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、他県からの問い合わせの状況等でございますが、2点ございまして、1点は、他県の教育委員会等からの問い合わせの状況でございますが、今回みなと高等学園が全国にも類を見ないというような学校でございますので、中部地方の教育委員会からの視察、もしくは、四国の他県の県議会議員さんからの、ちょっと教えてくれるかというような形の視察が来ております。また、この学校は他の県から一家で徳島県に引っ越してきた場合は入試を受ける権利がございますので、関西地域ですが、岡山、広島、和歌山、京都、三重というような6つの県から7家族が学校の説明会に来てくださっております。ただ、入試を受けるかどうかにつきましては定かではございません。

庄野委員

ありがとうございました。本当に障害を持った方の学力ももちろんそうでありますけれども、スキルを身につけて社会に出ていくと。そこで仕事をするということが、どれほどその子供たちの力になるかというのは周知のとおりでございますので、どうかいろんな企業さんのほうの御協力をいただいて、本当に無事にしっかりと開校ができますように御尽力をお願いして終わりたいと思います。

黒崎委員

きょう、森本委員、そして西沢委員初め、岡委員も御質問があつて、私もそのお話を聞きながら本当に共感を覚えて聞いておりました。私が文教厚生委員になったのがこれで2回目でありまして、その2回目になってやっとういって基本的な質問もしっかりしなきゃいかんのだなというのを改めて感じた次第であります。

人をつくるっていうこと。大変難しい、大変重要なことなんだろうと思います。要するに、学校の校長先生が変われば、先生方に影響を及ぼして先生方が変わっていく、先生方が変われば、恐らく生徒も変わっていく。そんな話の中で、先ほど岡議員がおっしゃった、掃除を先生が来てやったらやいうそんな話ね。これ意外によく聞く話でして、こういったことはあつてはならないと思います。私も、うちへ帰れば家庭の父親でありまして、学校教育と家庭教育。この学校教育はしっかりやっていただいているんですが、家庭に帰ったら家庭教育って本当に我々でできているのかなって、常にそういう不安というか、そういう立場で物事も考えていかなんだらういかなあ。家庭においては、家族が励まし合いながら、あるいは家族愛というのを見せながら、感じさせながら子供を育てていくということも大事でしょうし、学校は先ほどの話の中でもあったように強烈なリーダーシップを持った校長先生が、先生方をどんどん引っ張っていく。そして、自信を持って、先生方が子供を引っ張っていくというふうなことが大事なんだろうと思います。そういった中で、学校の指導者、とりわけ校長先生を育てる、教育するということはまさに教育委員会の大きな仕事、中心的な仕事でなかろうかと私は思うんですが、そのことについて、ざっくりとで結構でございますので、教育長の思いを一言だけ聞きたいと思います。よろしくお願いします。

福家教育長

黒崎委員のほうから、まさに教育は人なりというふうなことだと、その中でも、校長が変われば教師が変わり、また、子供が変わるというようなことで、校長の役割というのは非常に大きいというふうなお話でございました。

教育委員会として、校長をどのように育てているのかというふうなお尋ねでございますけれども、私自身も学校の責任者としての校長の役割は非常に大きいと思っております。そして、校長が本当に頑張ることによって、学校も活性化するし、子供たちの育成も非常に効果を上げるというふう聞いております。そこで、私自身、なかなか校長先生と長時間にわたって、ひざを交えてそうした教育論議を交わす機会っていうのは余り実はございません。そこで、数少ない機会を利用させていただいて、日ごろからそうした自分自身の考え、それと、自分の短いですが校長先生の体験から学んだことなどを伝える努力を今まででもさせていただきました。

特に1年目から、新任校長の研修会というところで、講話という格好ですけども、多少時間は最初は縛られてたんですけど、時間を多少無視して、自分が言いたいことだけはとにかくしっかり言わせていただくということで、時間をいただくようにしました。それで、それを毎年新任校長の研修会の冒頭で、校長としての心構えといったことを、私なりの考え、経験に基づいて、お話をさせていただいているということが1つ。

それと、これも恒例ですけども、県教委主催の校長会、あるいはまた市町村の教師さんにお集まりいただいたような場で、教育委員会として、教育に当たってはこういうふうなことについてしっかり取り組んでほしい

と、これはもう主には校長さんに対しての教育委員会からのメッセージという格好で発信をさせていただいて、できるだけ徳島県の規模でございますので、一丸となって、同じ方向で教育に取り組めるようにということが、今私どもの大きなテーマとなっておりますので、それに向けて日ごろ取り組んでいるところでございます。以上です。

黒崎委員

今後とも、そういった方針でよろしく願いを申し上げたいと思います。

私のほうから、きょうは、防災関係のことについて少しお尋ねをしたいと考えております。防災教育、これは本当に大変重要なことでございまして、県のほうも防災と減災の基本的な考えを、来年の3月、年度末までに決定するというそんな中で、防災に関する教育、これも3月の11日の東日本大震災以後ですね、少しまた違う観点が必要かなというふうなことになるにつつあるのではなからうかと思えます。

例えば、先ほど、喜多委員からお話がございましたボランティアの基本的な考え方、支援ということですね。これについても少し考え直さなければならないところもあるかもしれませんし、また、地域とどうかかわっていくのか。これは、さまざまな委員からお話が出ております。こういった中で9月の末に、国のほうから中間取りまとめというものが出たというふう聞いておりますが、何か今までと違って、新たな流れと新たな考え方のようなものがあれば、少しお教えをいただければと思います。

片山健康教育幹

委員お話しの方の国における中間取りまとめでございますが、東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議という会議の中間取りまとめで、本年9月に出されております。これは、年度末に最終的にもう一度見直しをして、出るというふうに文部科学省のほうからは聞いております。

この中に、やはり、今回の東日本大震災を受けての課題などが書かれております。そういった課題の中でやはり子供たちの避難行動、教員の判断により命を守ったところ、それから犠牲になる子供さんが出たところ、そういうところも含めまして、やはり、津波災害とか避難行動に対することだとか、それから、保護者への引き渡し等とかが大きな問題になりましたので、こういうことも考えていかないかんということ。それから、委員お話しにいつも地域との連携ということがございました。これにつきましても、もちろん避難することはもちろんのこと、避難所となった際の避難所の運営だとか、学校再開等に向けましても、やはり地域と連携した取り組みを進めなくてはいけないというふうなことも明記されております。

黒崎委員

地域との連携を本当にしっかりとっていただくということが大切でなからうかとそう思います。例えば、県南のほう、あるいは我々が住んでおります県北の鳴門のほう、事情がそれぞれに違います。そんな中で、地域が抱えている地形の違いであったり、あるいは住民の感情の違いであったり、そこら辺をうまくそしゃくしていただいて、ぜひとも教育の中でそういった地域の違い、地域とどうかかわっていくのかということをしっかり教えていただかなければいけないし、基本方針の中にぜひともしっかりと入れていただきたいとそう思います。

それと、その中で一時的にも地域の避難場所として、学校の施設が指定されている箇所もございます。そ

ういった場合に、一時的であろうが学校が責任を持って、地域の方々を避難誘導する、あるいは指導するというふうな立場もある時期、一瞬生じてくるのかなと、そう考えておりますが、そういったことに対しての指導的な役割をどなたがなさるのか、あるいは最終的にはやはり校長先生がなさるのかというふうに考えておるんですが、そのあたりについて少しお尋ねをいたします。

片山健康教育幹

学校に地域の方が逃げておいでることも多いです。今回の東日本大震災でもそういうことがたくさんございました。

まず、学校といたしましては、まずもって児童、生徒の命を守る、これが大変大事なことでございますが、やはり地域の方が避難して来られた場合は、同じように津波の避難場所はここであるということも常々地域の人との連携の中でお互いに情報を共有しておきながら、避難をしていただくということも大事かと思います。このような際に、やはり、管理職等のリーダーシップというのは大変大事になってくるかと思っておりますけれども、今回、学校防災計画を学校のほうで見直していただくときに、管理職だけではなく、学校の職員全体でそういった学校の計画を見直すことで、やはり学校全部の教職員がそういうことが共有できるようになると思いますので、そういう取り組みも進めていきたいと思っております。やはり、学校の管理職のリーダーシップのもと、すべての教職員が共通理解をして、取り組んでいくということが大切だと感じております。

黒崎委員

ありがとうございます。いずれにしても、来年の3月、年度末というふうなことでございますので、ぜひともそのあたりのことをしっかりとお考えいただければと思います。

それとあともう一点です。

徳島県も2012年を一応策定のめどとして、生物多様性の基本的な戦略をつくるというふうなことで動いておりますが、教育委員会としても環境教育、これを今まで進めてこられておると思っております。その中で、生物多様性としてのそういう考え方、人間も生物の一種として、ほかの生物と一緒に地球上に生きていると。こんな考え方の中で、それを環境教育の中にどのように反映されていくのか、あるいは環境教育というのともう一度何か新たな新しい考え方を注入されていかれるのか、そのあたりのことを少しお尋ねしたいと思っております。

藤井学力向上推進室長

生物多様性の考え方も含めた、徳島県における環境教育への取り組みについてでございますが、これまでも小中高等学校を通じて、児童、生徒の発達段階に応じて、いろんな教科など、道徳、特別活動、総合的な学習時間など、学校の教育活動全体を通じて行われてきました。

その中でも特に、徳島県教育振興計画において、各学校において、児童、生徒及び教職員も一体となつて、継続かつ自立的な環境保全活動、これを推進する徳島県独自の学校版環境ISO、これも認証取得制度で各教育の充実を図ってきたところでございます。昨年度末は212校の認証校がございましたけれども、さらに、今委員がおっしゃったように、これを地域に広めていきたいという思いを持ちまして、新学校版環境ISOというふうに、ちょっと進化させたものを考え、今準備中でございます。これにつきましては、学校と地域がよ

り一層連携して、社会や学校の状況に即した環境学習を行う取り組みに進化させるということを目的としており、従来の取り組みを学校から家庭や地域に広げるとともに、地域に対象を設定した環境保全、それから環境美化、環境学習との活動を深めて、同時に認証校の増加を求めて広めていこうというふうに考えているところでございます。

黒崎委員

徳島県は海岸線も大変長い、それぞれ特色がある地域であります。それでまた、川も吉野川という大きな川、四国山脈という大きな大きな山もある。それぞれの地域で、それぞれの特色がある自然の中で学校がありまして、その中で、生徒がそういった勉強をする、学習をするということです、それぞれの地域に応じた環境教育というのを地域の方と一緒に、先ほどの防災のほうもそうですが、地域の方とともにという考え方が、やはりこれから教育の中では1つの大きな流れになってくるのかなと考えておりますので、ぜひとも、そういった地域の方々のお力をお借りするような形もお考えをいただいて、形のあるものに、ぜひ有意義なものにしていきたいと思いますと思いますが、そのあたりのお考えをお尋ねしたい。

藤井学力向上推進室長

より一層、地域の方のお力を借りたり、あるいは地域に広めていったりということについてでございますけれども、例えば、今回の新学校版環境ISOというのは、今までに取り組んできた、節電とかゴミの分別、リサイクル活動、これはもう基本として今は定着してございますので、これは基盤的な実績として、そのほかに選択項目っていうのを設けました。

1つは、今のことを地域に広げていくということ。それから、地域に出向いて深める環境保全とか環境美化活動。例えば先ほど委員もおっしゃった、海岸の清掃であるとか、それから地域独自の保存すべきイシマササユリとか、そのような減少傾向にある生物の保存活動であるとか、それから、地域に関連したテーマを選んで、深めていく環境学習活動など、地域の人とともに活動していかなければならない項目を設けて、そして、取り組んで、さらに地域と連携したものを深めていきたいというふうに考えております。

黒崎委員

ぜひとも、先ほども申し上げましたが、実りのあるものにしていただきたいと思います。

数年前に、あれは何というあれだったか、国のほうから事業の推進の中の1つとして、地域のそれぞれの歴史とか文化をしっかりと教育の中に生かしなさいというふうな、何かそんな事業があったと思います。そのことについては、私も質問するつもりはなかったんですが、その中で、鳴門のほうでは鳴門市立工業高校がその事業を持ちまして、地域の撫養街道を歩くことによって、それぞれのポイントで地域の方と交流しながら、いろんな意見も聞きながらみたいない事業があったと、このように聞いております。そういったことというのは、やはり地域の歴史とか文化とか、そんなものを文字じゃなくて、身をもって体験できる大変重要な事業であるのかなと思ったりもしております。これは、2年ほどで終わったんですね。まだ今から継続的になさるのか、そのところはわかりませんが、県下で5校が指定を受けまして、やってこられたというふうなことでございます。

こういったことは、ぜひとも継続していただきたいと、そう思います。とかく、国からの働きかけが終わった途端に終わってしまう。恐らく成果も考えられて、これよりもむしろ違った形のほうがいいのかなというふうなことも後で集約なさるとは思いますが、こういった歴史とか、地域の方々がかつて持っていた考えであったり、そういったことをしっかりと集約するような講義っていうのは、やはり大変大事なことのかなと。地域の方と共通言語を持つと、歴史に対する共通認識を持つということは大変大事なことであると思うので、ぜひともこれは続けていただきたいということを要望をいたしておきますが、そのあたり、どうでしょう。教育長、ちょっと、特に歴史とか博物館のほうの造詣が深いんで、そのあたりのお考えをちょっと聞きたいと思います。

福家教育長

先ほどお話のあった、ふるさとの歴史や文化を教育活動に取り組んだ指定事業というのは、数年前に数校で実施して、その報告書を刊行して、それで一応事業については終了というふうなことでなっております。

その成果については各学校にそれぞれ配布いたしまして、それを参考にして取り組んでいただくということで進めておりますが、先ほど言われましたように、学習指導要領等におきましても、実際は地域のそうしたいろんな伝統文化、歴史を教育活動に取り入れると、特に歴史的なものについては、地域史教材というふうな言葉で言われておりますけれども、授業の中で身近なそうした歴史のいろんな事象が地元にはございますので、それを教材化して取り組むというのは、古くから実は行われておりまして、新学習指導要領等においてもそれが明確に盛り込まれているところであります。

しかしその1つ、隘路がどこかと申しますと、結構、そうした地域のいろんな歴史的な事象、文化的な事象を取り入れるということは、やっぱり教材化という1つの手続を経ないかんわけですけれども、教材化を図る上では、なかなかその事象の持つ価値というのをどうやって子供に伝えるかというふうなところは、やはり社会科であれば社会科の先生の御意見だとか、あるいは、もう少しちょっと複雑なもんだったら、歴史研究者の御意見だとか、あるいはいろんな資料というのを十分踏まえなければなりません。ある意味、偏った内容のものを教室になかなか持ち込みにくいということもございますので、それが地域史教材として持ち込む場合の1つの隘路になっているのではないだろうかというふうに私としては、以前から考えておりました。

そこで、比較的そうした隘路を少なくして、ハードルを低くして、先生方に本当にそういう貴重な地域史の教材を使ってもらうためには、やはり教育委員会、市教委なり県の教育委員会がそういったハードルを下げる努力をするべきでないだろうかというようなことで、かつては例えば徳島県の歴史読本のような、1つの徳島県の歴史を副読本化したものを編集、刊行して、長年にわたってそれを、現在も実は配布しているところなんですけれども、そういうふうなものを編集するとか、あるいは、かつてはそうした地域史教材を指導案としてまとめて、各学校にそれを提示したというふうな取り組みも行っていたところです。

そういうふうなことを含めて、十分学校の先生方のサポートができるような部署を改めてつくろうというふうなことで、昨年度、教育文化政策課という課を設置させていただいて、担当として新たに教育文化担当というのを新設しておきました。その中で、以前の文化財課が埋蔵文化財センターとともに、県内のそうした歴史文化にかかわる膨大な史料というのを持っています。そして、文化財課には文化財保護審議会の委員さんを含め、県内のそうした歴史文化にかかわる先生方とのネットワークというのもございます。そうした、いわゆる教育資源を、最大限、学校現場につなげていってもらう役割をその教育文化担当というところをお願い

をして、まずは昨年度に全県の小中高のアンケート調査を実施して、課題ニーズの調査を行ったと。それに基づいて、これから、また年次的に予算の限りはございますけれども、今まさに、黒崎委員に御指摘いただいたような、地域でのそういういろんなものを教材化できるような、ハードルを低くするような努力を県教委として努めていきたいというふうなことで取り組んでいるところでございますので、またいろいろと御指導いただければというふうに考えております。

黒崎委員

ありがとうございました。本当に防災もそうですし、環境もそうですし、歴史文化、こういったことも、遠いところに問題求めんでも、足元にちゃんとあるというふうなことでございますので、この徳島県の中で、生きた教材もたくさんあると思いますんで、ぜひともそういったことで、人もつくりながら、歴史文化、価値観、こういったものも引き渡していつていただきたいと思います。

先ほど、私も一番気にかかっていた渦潮高校のことは、岡田議員にお話いただきましたんで、それはそれでぜひとも御推進いただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第8号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

請願第1号の2、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

福家教育長

①小学校1、2、3年生、中学校1年生に続き、小学校4年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、学校の抱える課題が多様化、複雑化し、学校の管理運営や外部対応にかかわる業務が増大している中、これからの学校教育においては、子供たちが生き生きとした学校生活を送り、心豊かに成長していくために、一人一人に行き届いたきめ細やかな指導を今まで以上に推進していくことが重要であると考えております。

小学校1、2年生は、学校生活にふなれであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きいことから、本県におきましては、35人を上限とする少人数学級編制を平成16年度入学生から導入し、平成17年度から完全に実施するとともに、平成20年度からは複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより、学習生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象として加え、着実に推進を図ってまいりました。

一方、国において、小学校1年生の学級編制基準を35人へ引き下げを行ったことを受け、本県といたしましても、平成23年度より教育課程に社会科、理科、総合的な学習の時間など新たな教科が加わり、授業時数が増加する小学校3年生にまで35人学級を拡大しております。

県教育委員会といたしましては、35人学級の対象学年の検討も含め、今後とも本県の児童、生徒の実態に応じた、一人一人に行き届いたきめ細やかな指導のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

②各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は平成21年度末の約65%から大きく進捗し、平成22年度末では約77%となりました。

国ではこれまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって市町村の要望に対応しているところですが、県といたしましては、国に対してさらなる補助制度の拡充や予算の確保について、重点的に要望を行ってきたところであります。その結果、国においても地震の際に倒壊等の危険性が高いIs値が0.3未満の施設について、国庫補助率のかさ上げを5年間延長する措置が東日本大震災直後の3月18日に成立するとともに、平成23年度につきましても、当初予算に加え、第1次補正予算により対応されました。

一方、県も市町村と同様に県立学校の設置者として、平成27年度末の県立高校耐震化率100%を目指して取り組んでいる中で、国の法改正で補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、今年度から平成27年度までの5年間、制度の延長を図るなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

③就学援助の拡充や給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、就学援助制度は経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童、生徒の保護者に対して、国の補助を受けて、市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。平成22年度から、要保護児童、生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象につけ加えられておりますが、このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を速やかに連絡しているところでございます。

また、給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして、授業料

の負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、経済的理由により就学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金等の制度を創設することを要望してきたところです。

④小中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童、生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに食事を通して好ましい人間関係を育成するために学校給食の充実と普及を図ることは、大変重要であると考えております。

また、国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として積極的な活用を進めているところです。学校給食法では、調理のための施設整備に要する経費や、調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童、生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められております。県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

⑤定時制課程の募集目標数(定員)をふやすことにつきましては、定時制課程は働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や、生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績などを考慮し設定しているところであり、定時制課程の受検状況を見てみますと、近年、一般選抜におきましては募集目標数に対し、受検者数が下回っている状況であります。県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

以上でございます。

岸本委員長

理事者の説明はただいまのとおりでございます。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「不採択」と言う者あり)

森本委員

これもっともらしいことたくさんありますけども、例えばこの少人数学級の問題、これ私、一番ひっかかるんだけど、適正規模というのはこれまではっきりわからんのよな。少なくとも私が持っているデータでは、少ないより多いほうが教育的にも学力的にもいいし、いじめも少ないという、これははっきりデータが出ている。

それと、35人きっちり確保できたらいいけども、例えば71人学年でおったら、二十二、三人になってしまうよな。そういうときの弊害を考えた場合、例えば40人と20人を比べたデータが出てるんですよ、はっきりと。はるかに40人の方がいいよな。

だけでも徳島県のこの少子化を考えた場合、35 人きっちりの組なんてできるのは、せいぜい徳島の千松とか助任とか大きい学校でかなうぐらいであって、実質 35 人っていうのは、二十三、四人の学校がいっぱいできてしまう。私はそういう意味でも、こういうのを軽々と議論すること自体おかしいし、やっぱり適正規模というのを文科省なり県教育委員会でもっと研究をしてもらいたいなあという部分が一番ひっかかるんで、軽々と私はこういうことを継続審議はしたくないなという思いで不採択。

それと、ゆきとどいた教育をめざす徳島県連絡会という団体も私よく知りませんし、そういう意味で不採択をお願いをいたします。

庄野委員

少人数学級のことについては、私も早急に、今の意見とは異なるわけでありますけれども、非常に低学年等々、複数担任制等々、随分取り入れられてますし、きめの細かい教育という点では、やはり少人数学級に向かうことが合っているというふうに私は思っております。したがって、①、②、③、④については採択。

⑤については、現状をお聞きすると、目標数っていうのはただふやせばいいというようなことではないと思いますので、これは継続でお願いしたいと思います。

岸本委員長

ほかにございますか。

そうしたら、森本委員、①、②、③、④と⑤に分けたんでいいんですか。

森本委員

少人数学級と給食の無償化というのは私はもう不採択でいいと思うから、とりあえず全部不採択でいい。もうこれは。

岸本委員長

小休します。(14 時 51 分)

岸本委員長

それでは再開いたします。(14 時 53 分)

いろいろ御意見が出ましたので、1 号の 2 を 3 つに分けて、お諮りしたいというふうに思います。

まず、①、④について継続の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

それでは、①、④について、継続ということで、継続審査と決定とさせていただきます。

次に、②各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をとること、③就学援助の拡充や給付制の奨学金制度を創設することについて、継続の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

継続審査とすべきものいたします。

最後になりました、⑤定時制課程の募集目標数(定員)をふやすことについて、継続審査という方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

全員が起立であります。

請願第1号の2のうち、⑤の定時制課程の募集目標数(定員)をふやすことについては全員ということでございましたので、継続審査いたします。

起立多数で3つとも継続ということにさせていただきます。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第1号の2

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。(14 時 55 分)